

埼玉県農林水産業振興基本計画

(令和8年度～12年度)



埼玉県マスコット「コバトン」「さいたまっち」



ごあいさつ



本県では、恵まれた自然条件や大消費地である首都圏に位置する「地の利」を生かし、多彩な農林水産業が営まれています。

農林水産業・農山村は、県民生活に欠くことのできない食料や木材を供給するだけでなく、食品産業や観光業などとも結びつき、地域経済や県民生活に活力をもたらしています。また、県土の保全、水源の涵養^{かん}、自然環境の保全、良好な景観の形成、伝統文化の伝承などを通じて、県民の安全で豊かな暮らしにも大きく寄与し、日々の生活に重要な役割を果たしています。

現在、本県の農林水産業・農山村を取り巻く環境は、人口減少による市場の縮小や生産資材価格の高騰、気候変動や自然災害等のリスクの顕在化など、様々な課題に直面しています。

一方、県育成品種のいちごや梨の全国的な評価の高まり、武蔵野の落ち葉堆肥農法の世界農業遺産認定、昨年本県で開催された第75回全国植樹祭における「活樹」の全国への発信など、本県農林水産業には近年、追い風が吹いています。

本県では、このような環境や情勢の変化を踏まえ、農林水産業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、新たな「埼玉県農林水産業振興基本計画」を策定しました。

本計画に基づき、“もうかる”農林水産業を実現するため、埼玉県農林水産業振興条例に掲げる基本理念にのっとり、農林水産物の高付加価値化、イノベーションの促進、経営力の向上、環境負荷低減の推進などを行うこととしています。

施策の推進に当たっては、農林漁業者をはじめ関係団体、市町村、他産業の事業者、そして幅広い県民の皆様と連携し、ワンチームとなって農林水産業・農山村の振興に取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定に当たり、貴重な御意見をいただいた各界各層の皆様や県民の皆様にご心から御礼を申し上げます。

令和8年3月

埼玉県知事 大野元裕

目 次

序章	はじめに	1
1	基本計画策定のねらい	2
2	策定の根拠	2
3	目標年度	2
4	基本計画の構成	3
第Ⅰ章	埼玉農林水産業・農山村の姿	5
1	農林水産物の供給・消費	6
	(1) 農林水産業を取り巻く市場	6
	(2) 地産地消	6
	(3) 農林水産業の関連産業との連携	7
	(4) 食品の安全確保と消費者の信頼確保	8
2	農業	9
	(1) 農産物の生産	9
	(2) 担い手	12
	(3) 農地	15
3	林業	20
	(1) 森林	20
	(2) 林業構造	23
	(3) 木材・特用林産物の生産	24
4	水産業	27
	(1) 養殖業	27
	(2) 河川漁業	27
5	農山村	28
	(1) 農山村の人口・地域資源	28
	(2) 多面的機能の発揮	28
	(3) 鳥獣害対策	30
第Ⅱ章	農林水産業・農山村をめぐる潮流	31
1	国際的な食料需要の増加、食料生産、供給の不安定化	32
2	国内市場の縮小と消費者ニーズの変化	33
3	生産資材価格の高騰	34
4	木材需要の拡大と人工林の本格的な利用期の到来	35
5	農林水産業の未来を担うイノベーション	36
6	農林漁業者の減少・高齢化	37
7	気候変動、自然災害への対応	38

8	SDGsの取組への対応（SDGsの推進）	39
第Ⅲ章	本計画が目指す将来像	41
	将来像を実現するための指標	44
第Ⅳ章	取組の展開方向	45
1	基本的な考え方	46
2	ニーズに応じた農林水産物の供給と高付加価値化の推進	48
	（1）生産、流通、販売等の体制の整備	49
	（2）地産地消の促進	66
	（3）消費者の信頼確保	68
3	イノベーションの促進	70
	（1）先端的な情報通信技術等を活用したスマート農林水産業の推進	70
	（2）重点的・計画的な試験研究の実施	72
4	優良農地の確保及び有効利用	74
	（1）優良農地の確保	74
	（2）農地の有効利用	75
5	生産基盤の整備	77
	（1）農業生産の基盤の整備	77
	（2）林業生産の基盤の整備	79
6	経営力の向上と多様な担い手の育成及び確保	80
	（1）農林漁業者の経営発展	80
	（2）新規就業の促進	83
	（3）多様な担い手の育成	85
7	災害等のリスクへの対応	89
	（1）災害対策の推進	89
	（2）鳥獣及び特定外来生物による被害の防止	91
	（3）伝染性疾病及び病虫害の発生の予防及びまん延の防止	92
8	農山村振興と住民の多様な関わり創出	94
	（1）農山村の振興	94
	（2）県民の農林水産業及び農山村に対する理解の促進	98
	（3）都市農業の振興	104
9	環境負荷低減の推進と多面的機能の発揮	105
	（1）環境負荷低減の取組の促進と温室効果ガスの吸収・貯蔵機能の向上	105
	（2）農業・農山村の多面的機能の発揮	109
	（3）森林の公益的機能の発揮	110

第Ⅴ章 計画の推進に当たって	113
1 県民参加の取組の必要性と役割分担	114
(1) 県の役割	114
(2) 市町村の役割	114
(3) 農林漁業団体の役割	115
(4) 農林漁業者の役割	115
(5) 農林水産業・農山村に関わる産業の事業者・団体の役割	115
(6) 県民の役割	116
2 計画の実効性の確保	116
 SDGsの目指す17ゴールと埼玉県農林水産業振興基本計画の施策	117

序 章

はじめに





1 基本計画策定のねらい

農林水産業・農山村は、消費者に信頼される良質な食料や木材などの供給に加え、県土の保全、良好な景観の形成、伝統文化の継承、保健休養・やすらぎ等の多面的機能を通じて、県民の豊かな暮らしに寄与しています。また、食品産業、観光業等とも結び付き、地域経済に活力をもたらすなど重要な役割を担っています。

現在、農林水産業・農山村を取り巻く環境は、人口減少、環境負荷低減の取組の重要性の高まり、生産資材価格の高騰、気候変動や自然災害等のリスクの顕在化、先端技術の発展など、めまぐるしく変化しており、様々な課題に直面する一方、本県の地理的優位性や追い風を生かすべき機会も生まれています。

本県においては、埼玉県農林水産業振興条例（平成29年埼玉県条例第14号。以下「条例」という。）に定められた基本理念に基づき、農林水産業の振興に取り組んでいます。

本計画は、農林水産業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本理念にのっとり、本県の農林水産業・農山村の将来像を示し、これを実現するための取組の展開方向及び取組の進捗を測るための指標等を明らかにするために定めるものです。

2 策定の根拠

条例第7条第1項に規定する基本計画として策定します。

3 目標年度

目標年度は、令和12年度とします。

4 基本計画の構成

〔第Ⅰ章〕 埼玉農林水産業・農山村の姿

本県の農林水産業・農山村の現状を、農林水産物の供給・消費、農業、林業、水産業及び農山村という5つの切り口から示しています。

〔第Ⅱ章〕 農林水産業・農山村をめぐる潮流

農林水産業・農山村をめぐる8つの潮流をとらえ、課題を整理しています。

〔第Ⅲ章〕 本計画が目指す将来像

基本計画が目指す将来像を、条例が定める4つの基本理念に即して示しています。

〔第Ⅳ章〕 取組の展開方向

第Ⅲ章で示した将来像の実現に向けた施策を、8つの大柱で整理しています。各大柱は、小柱と目指す方向により構成されています。

〔第Ⅴ章〕 計画の推進に当たって

基本計画の推進に当たって、県、市町村、農林漁業団体、農林漁業者、関連産業の事業者・団体、県民それぞれの役割と、基本計画の実効性の確保に係る方針を示しています。



第Ⅰ章

埼玉農林水産業・農山村の姿



1 農林水産物の供給・消費

(1) 農林水産業を取り巻く市場

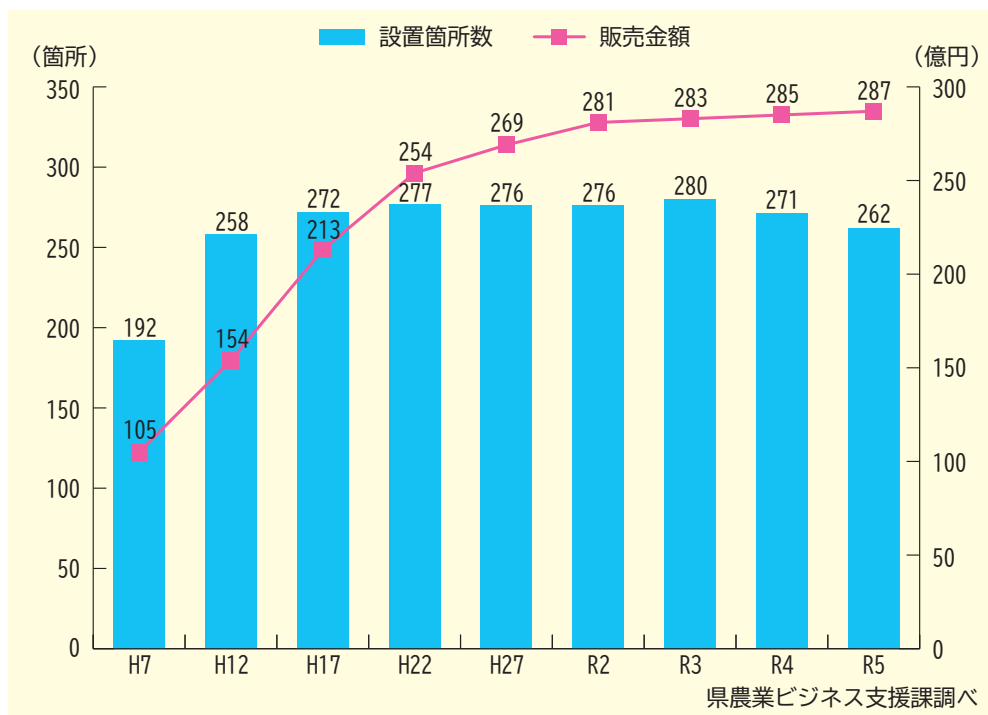
本県の農林水産業を取り巻く環境の大きな特徴は、生産現場の近隣に大消費地があることです。本県の人口は全国第5位の733万人（令和6年10月）^{*1}であり、本県を含む首都圏の人口は、日本の人口の35.8%を占める4,436万人（令和6年10月）^{*2}です。このような立地条件が本県の農林水産業の「地の利」であり、また、大消費地の需要をいかに取り込むかが、農林水産業の振興における課題となっています。

(2) 地産地消

県内の多くの消費者の需要を地産地消により取り込むため、県産農産物については、「近いがうまい埼玉産」をキャッチフレーズに、様々な取組が行われています。

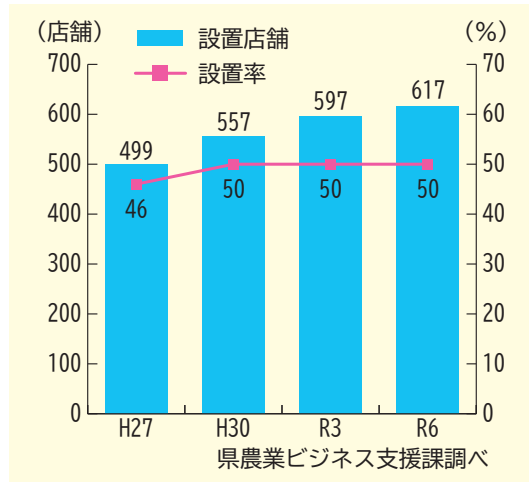
県内には、有人の農産物直売所が262か所^{*3}設置されており、その販売金額は287億円^{*4}で本県の農業産出額の17.5%に相当します（令和5年度）。農産物直売所の箇所数及び販売金額は、農産物直売所が新設される一方で、消費者ニーズに対応した幅広い商品が提供できるよう農産物直売所の大型化に向けた統廃合が進んだことなどに伴い、近年はほぼ横ばいで推移しています。

農産物直売所の設置箇所数及び販売金額の推移

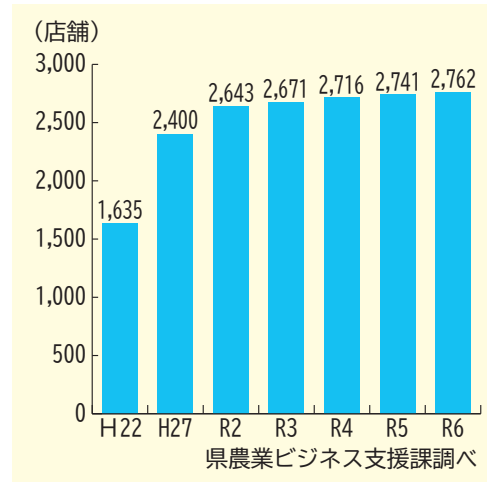


また、量販店等への県産農産物コーナーの設置、県産農産物を積極的に取り扱う県産農産物サポート店の登録等を推進しており、県産農産物コーナーは617店舗(令和6年度)^{*5}に設置され、県産農産物サポート店は2,762店舗(令和6年度)^{*6}が登録されています。

県産農産物コーナー設置店舗数・設置率の推移



県産農産物サポート店の推移



県産木材については、県及び県内全ての市町村で木材利用方針が策定され、公共施設での木造化・木質化が進められています。また、民間において、県産木材を60%以上使用した住宅戸数は、令和元年度から令和6年度までの6年間で1,110戸増加^{*7}しています。

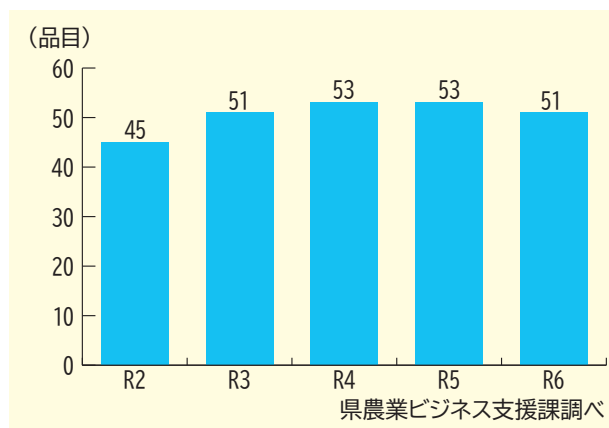
(3) 農林水産業の関連産業との連携

本県の食料品製造業出荷額は、全国第2位の2兆1,405億円(令和5年)^{*8}であり、本県は全国有数の「食品産業立地県」です。

この強みを生かし、本県では、食品産業等の実需者と契約栽培取引を行い、品目、品種や規格に係る実需者ニーズに対応した生産を行う産地づくりに取り組んでいます。このような産地は、令和3年度から令和6年度の4年間で、27地区^{*9}育成されています。

また、農産物の加工等を行うことで高付加価値化につなげる観点から、農商工連携や食品産業と連携した6次産業化にも取り組んでおり、6次産業化については過去5年間平均で年間50品目以上^{*10}の農産加工品が開発されています。

6次産業化により開発された農産加工品数



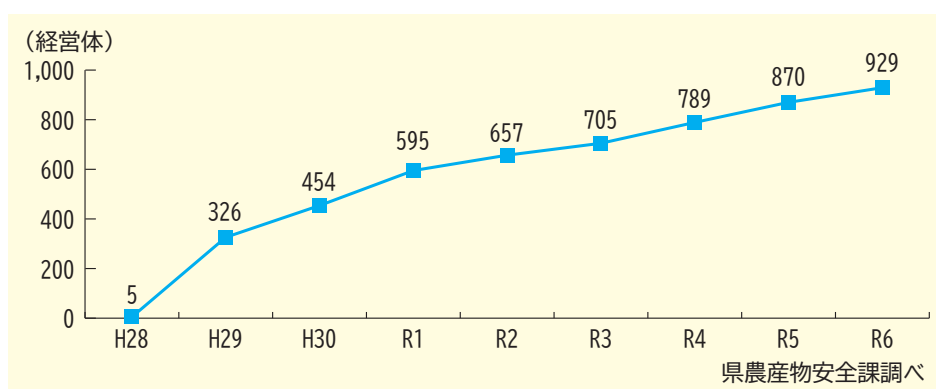
(4) 食品の安全確保と消費者の信頼確保

消費者が安全な食品を安心して消費できるようにするためには、生産・流通段階における食品の安全確保や、適切な食品表示と情報提供を通じた消費者の信頼確保が重要です。

本県では、農産物の安全性をより高めるため、耕種農業においては、生産・流通段階での安全性のチェックや農業生産工程管理（GAP）の取組を推進しています。平成26年度に県が策定したS-GAPの取組を進める農場評価制度により、令和6年度までに929農場^{*11}を「S-GAP実践農場」として評価しました。

畜産においては、彩の国畜産物生産ガイドラインを作成し、動物用医薬品の適正使用など適切な飼養衛生管理を推進しています。

県がS-GAP実践農場として評価を行った経営体数の推移



また、食品表示法に基づく食品表示の適正化を図るため、食品表示調査員による店頭調査を毎年2,000件^{*12}以上行っており、令和6年度においては、適正な表示をしていた店舗の割合は99.7%^{*13}となっています。

適正表示率の推移

年度	R3	R4	R5	R6
調査件数(件)	2,033	2,019	2,063	2,035
適正表示率(%)	99.4	99.5	99.9	99.7

※食品表示調査員から提供された情報のうち適正な表示をしていた店舗の割合

県農産物安全課調べ

東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質の影響を確認するため、県産農林水産物に対する放射性物質の分析調査を行うとともに、その結果を公表することにより、風評被害の防止を図っています。令和6年度には22品目、50検体^{*14}の農林水産物を調査したところ、全てが基準値を下回っています。

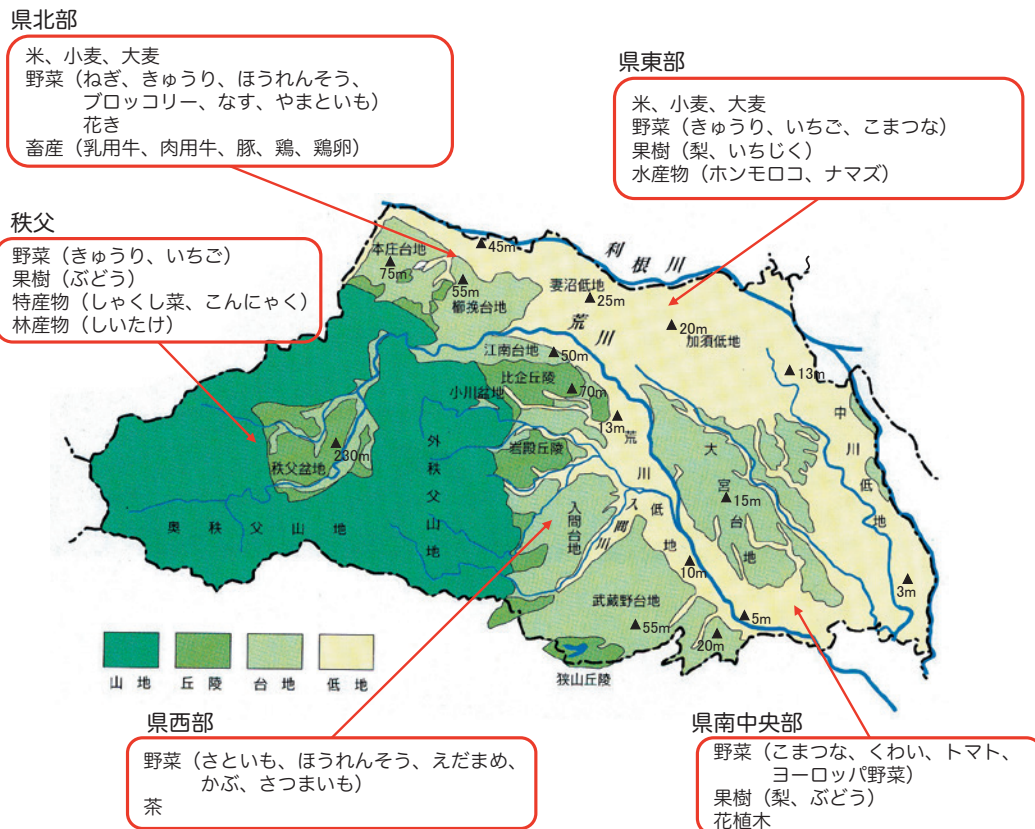
近くに大消費地があり、また、「食品産業立地県」であるという「地の利」を生かし、地産地消や食品産業との連携による需要の取り込みや高付加価値化を展開してきており、これを一層推進していく必要があります。

また、農業における生産性や安全性等を高めるためのS-GAPの取組については、食品表示の適正化を図る取組等と併せて継続し、引き続き、県産農林水産物の安全性への信頼確保を図っていくことが重要です。

2 農業

(1) 農産物の生産

本県では、冬期の日照時間が長く、温暖な気候条件を生かすとともに、秩父などの山間地から中央部の丘陵地、東部や南部の低地まで変化に富んだ地勢に合った特色ある地域農業が展開され、野菜、米、畜産、花き、果樹、茶など多彩な農産物が生産されています。

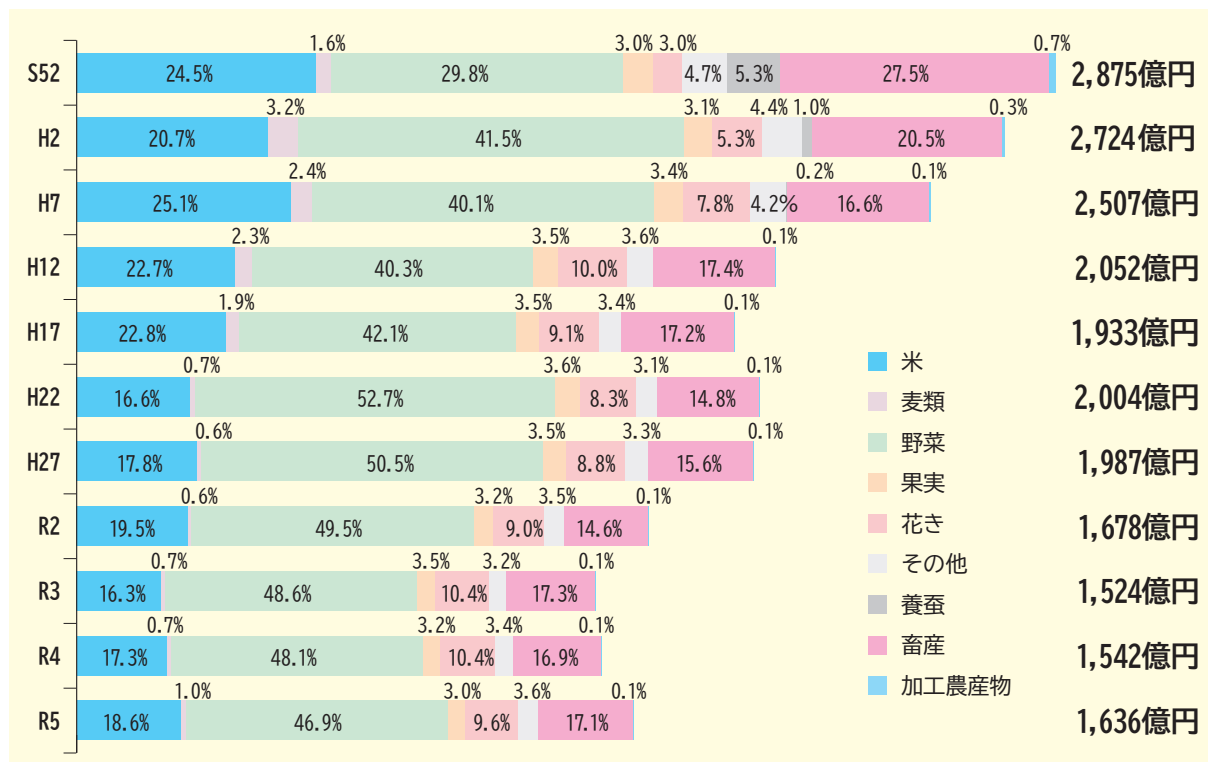


本県の農業産出額（＊）は、昭和52年の2,875億円^{*15}をピークとして、平成12年から平成29年までは2,000億円前後^{*15}、令和元年からは1,600億円前後^{*15}で推移し、令和5年は1,636億円で全国第22位^{*15}となっています。長期的な減少要因としては、担い手の減少等による生産量の低下が考えられます。一方で、全国の農業産出額は、昭和59年をピークとして長期的には減少していますが、本県で下落が見られた平成29年以降の数年間はほぼ横ばいで推移^{*16}しています。

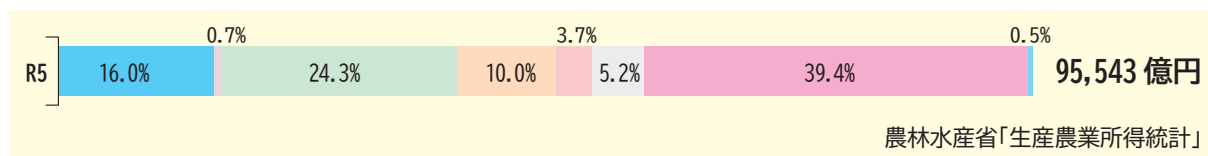
本県の農業産出額の内訳は、令和5年では野菜が46.9%、米が18.6%、畜産が17.1%、花きが9.6%^{*17}を占め、全国平均と比較すると野菜が占める割合の高さが顕著です（全国の野菜の割合は24.3%）^{*18}。

＊品目ごとの生産量に、品目ごとの農家庭先販売価格（農業経営体が出荷した時点の消費税を含む価格。市場手数料等の諸経費を含まない。）を乗じて求めたもの。

本県の農業産出額の推移

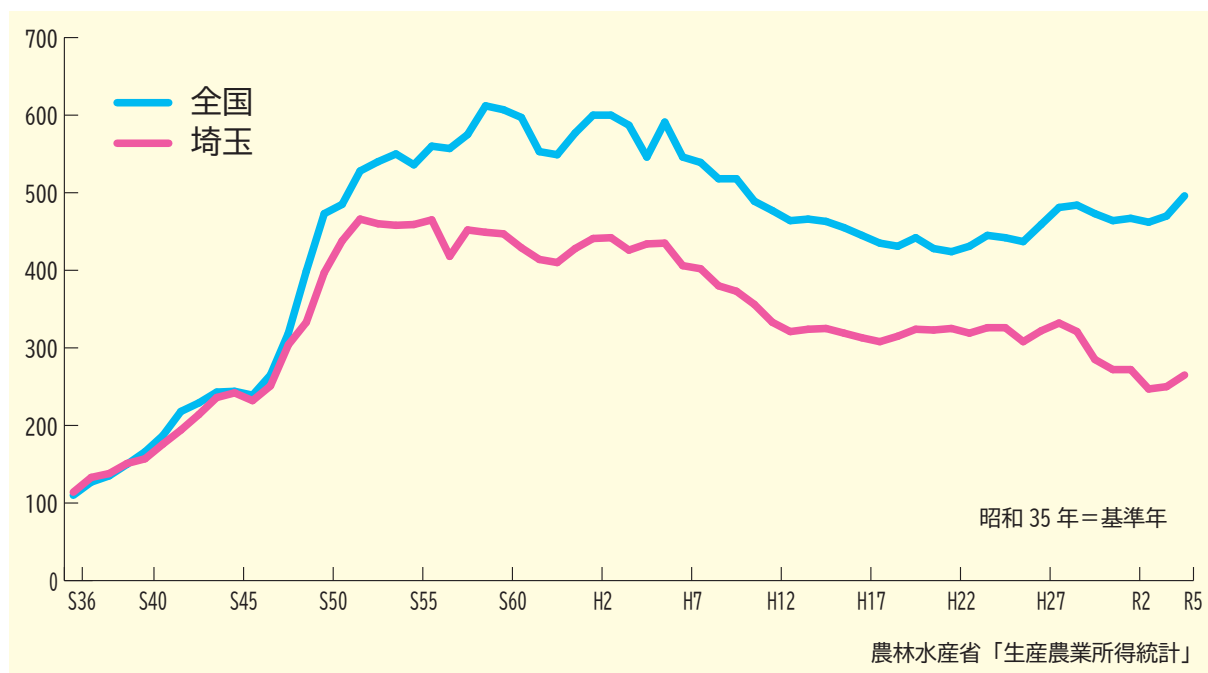


全国の農業産出額



※四捨五入により、割合の合計が100%にならない箇所がある。

全国及び本県における農業産出額の長期的推移(基準年=100)



本県の主力である野菜は、さといも、ねぎ、ほうれんそう、こまつななど多くの品目において全国トップクラスの産出額を誇っており、野菜全体の産出額は768億円で、全国第8位となっています（令和5年）^{*19}。

また、パンジー、ゆり、洋ラン等の花き生産も盛んで、その産出額は157億円で全国第7位となっているほか、小麦、茶等も全国有数の地位にあります（令和5年）^{*19}。

一方、米や畜産も野菜と並ぶ本県農業の基幹部門であり、県で育成した米の品種や、付加価値の高い特色あるブランド畜産物の生産が行われています。産出額は、米が305億円、畜産が280億円となっています（令和5年）^{*19}。

本県の主な分野別産出額(令和5年)

品目	総額	米	野菜	果実	花き	畜産
産出額	1,636億円	305億円	768億円	49億円	157億円	280億円

農林水産省「生産農業所得統計」

本県の品目別産出額の全国順位(令和5年)

	さといも	ねぎ	ほうれんそう	こまつな	かぶ	ゆり	はくさい	きゅうり	えだまめ	アロカリア	チンゲンサイ	根菜類	みつば
1位	埼玉	埼玉	群馬	茨城	千葉	新潟	長野	宮崎	群馬	北海道	茨城	長野	千葉
2位	宮崎	茨城	埼玉	埼玉	埼玉	高知	茨城	群馬	千葉	香川	静岡	山梨	茨城
3位	千葉	千葉	茨城	福岡	青森	埼玉	長崎	福島	山形	長野	群馬	広島	愛知
4位	愛媛	大分	岐阜	東京	滋賀	北海道	埼玉	埼玉	埼玉	徳島	愛知	愛知	静岡
5位	鹿児島	北海道	千葉	群馬	京都	宮崎	群馬	千葉	北海道	埼玉	埼玉	埼玉	埼玉

農林水産省「生産農業所得統計」

近年、農業者の高齢化や1経営体当たりの経営規模の拡大が進む中（本章2（2）、（3）も参照）、先端的技術により生産現場の課題解決を図るスマート農業など、技術的なイノベーションにつながる取組が進んでいます。具体的には、施設園芸における統合環境制御装置、土地利用型農業における農業用ドローン、畜産における哺乳ロボットなどが導入されてきています。

本県農業においては、災害等のリスクが顕在化してきています。

本県では、農業経営に特に影響があると認められる災害について、埼玉県農業災害対策特別措置条例（昭和53年埼玉県条例第14号）によって「特別災害」として指定し、特別災害の損害を受けた農業者に対し経営の安定を図る措置を講じています。令和4年の大雨及び降ひょう、令和5年及び令和6年の高温はいずれも特別災害として指定されており、毎年のように農作物、農業用施設、農業基盤等が天災により脅かされています。

また、令和3年度以降、毎年冬季には高病原性鳥インフルエンザが発生しており、令和6年度には約2,500羽^{*20}の家きんを殺処分することになりました。

令和6年及び令和7年には、それまで絶滅危惧ⅠA類に指定されていたイネカメムシを含む斑点米カメムシ類が多数発生し、注意報を発令する事態となっています。

さらに、農業用ため池のうち、決壊により浸水が想定される区域に住宅や公共施設等が存在し、周辺の区域に被害を及ぼすおそれがある「防災重点農業用ため池」が県内に245^{*21}か所存在し、防災・減災対策が急がれます。

農業は気候変動の影響を受けやすい産業である一方で、環境へ負荷を与えている一面もあります。農業の持続可能性を確保するためには、環境負荷低減の取組の拡大が重要です。

本県では、令和5年に埼玉県環境負荷低減事業活動促進基本計画を策定し、化学肥料・化学農薬の使用量削減や温室効果ガスの排出量削減に関する栽培技術の研究の実施、有機農産物等の環境負荷が低い栽培方法により生産された農産物のPR、農業分野における環境負荷低減の取組の優良事例を対象とした表彰等を実施しています。

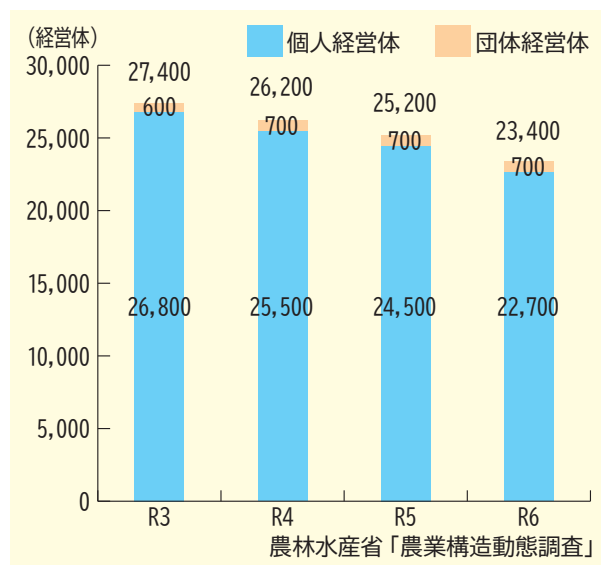
(2) 担い手

本県の農業経営体数は23,400経営体^{*22}であり、このうち個人経営体は22,700経営体^{*22}、団体経営体は700経営体です（令和6年）^{*22}。また、個人経営体における農業従事者数は51,100人^{*23}で、このうち基幹的農業従事者は30,600人です（令和6年）^{*24}。団体経営体数を除くいずれも、減少が続いています。

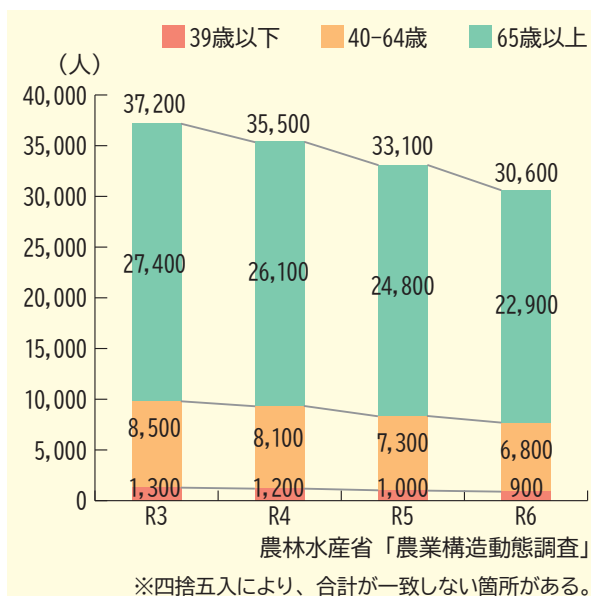
基幹的農業従事者の年齢構成は、65歳以上の割合が74.8%（全国は71.7%）、39歳以下の割合は2.9%（全国は4.5%）であり、高齢者の割合が大きい状況です（令和6年）^{*25}。

年間の販売金額別に見ると、いずれの価格帯でも担い手の減少が見られます。ただし、平成22年に比較して販売金額1,000万円未満の経営体はほぼ半減している一方、1,000万円以上の経営体はやや減少幅が緩やか^{*26}です。

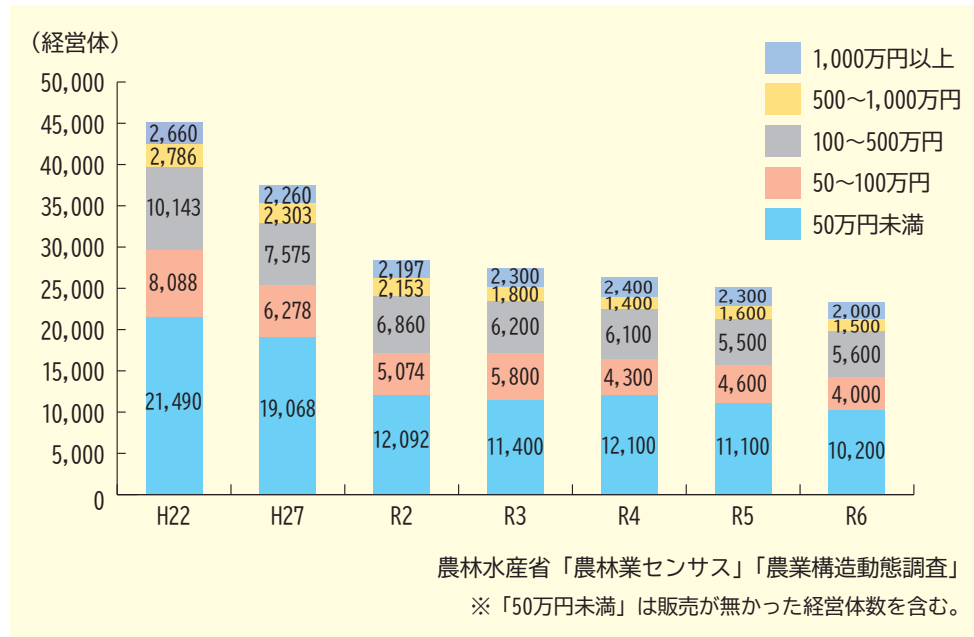
農業経営体数の推移



基幹的農業従事者の年齢構成の推移



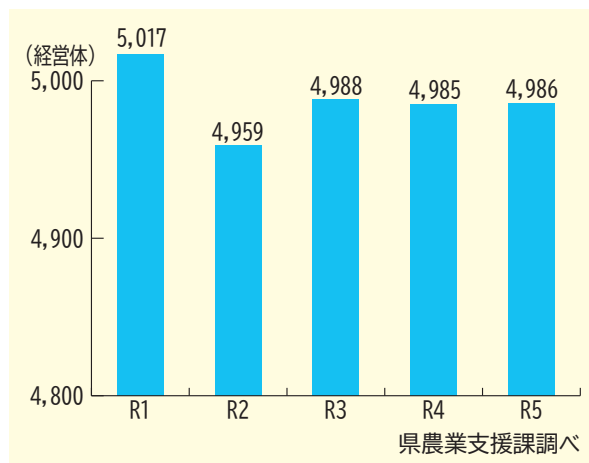
販売金額規模別の農業経営体数の推移



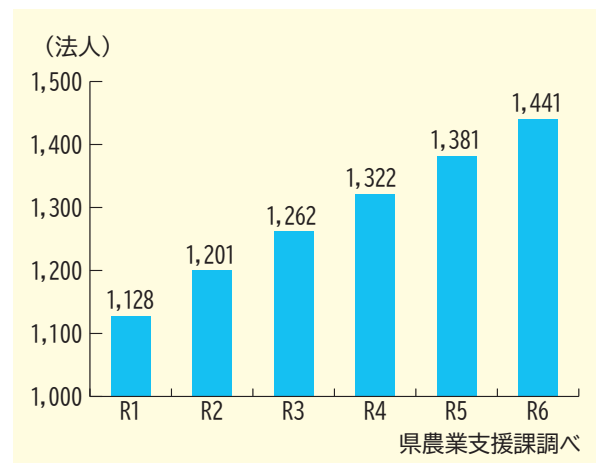
農業者が減少する中で、農業の競争力や持続性を確保するためには、効率的かつ安定的な農業経営が拡大することが重要です。このため、本県では認定農業者への支援や農業経営の法人化に取り組んでいます。

こうした取組の結果、地域農業の担い手である認定農業者は、4,986経営体となっています（令和5年度）^{*27}。また、農業法人は、令和6年度に1,441法人^{*28}となり、令和元年度から27.7%増加^{*29}しています。

認定農業者数の推移



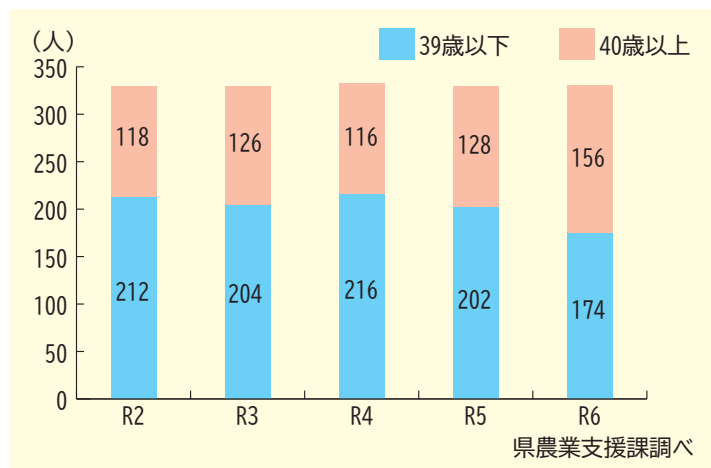
農業法人数の推移



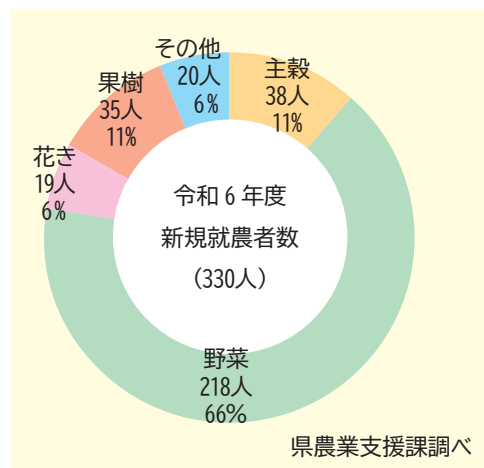
また、農業を担う新たな人材を確保するため、本県では、就農相談窓口や休日就農相談会、就農希望地で実践的な就農研修を行う明日の農業担い手育成塾などの就農支援を行っています。

こうした取組の結果、新規就農者数は、平成29年度以降、毎年度300人を上回っており、令和6年度は330人^{*30}となっています。新規就農者の年齢構成は例年5～7割程度が39歳以下^{*31}となっており、経営類型は野菜が約6～7割^{*32}となっています。

年齢階層別新規就農者数の推移



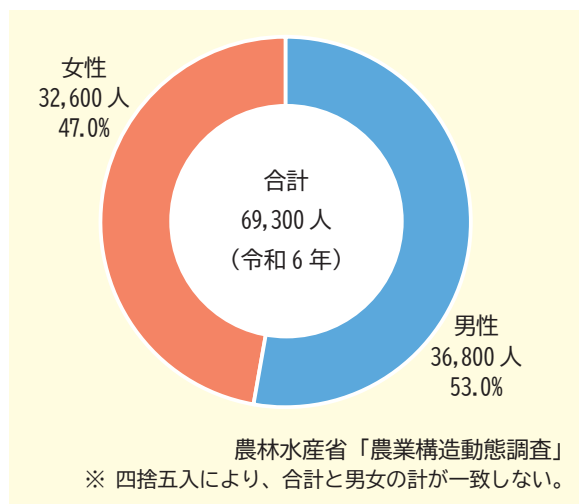
経営類型別新規就農者数



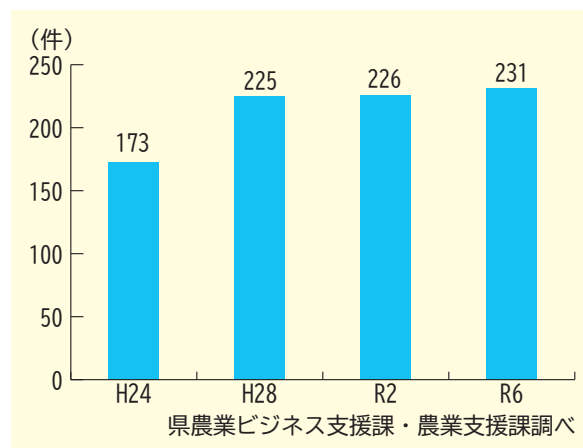
さらに、本県では、女性や企業など、農業現場を支える多様な人材や主体の活躍推進に取り組んでいます。

本県の農業経営体（個人経営体）の総世帯員数に占める女性の割合は、令和6年において47.0%（全国は49.1%）^{*33}です。また、女性農業者が起業した取組事例は231件^{*34}となっています（令和6年度）。

農業経営体総世帯員に占める女性の割合



女性農業者の起業数の推移

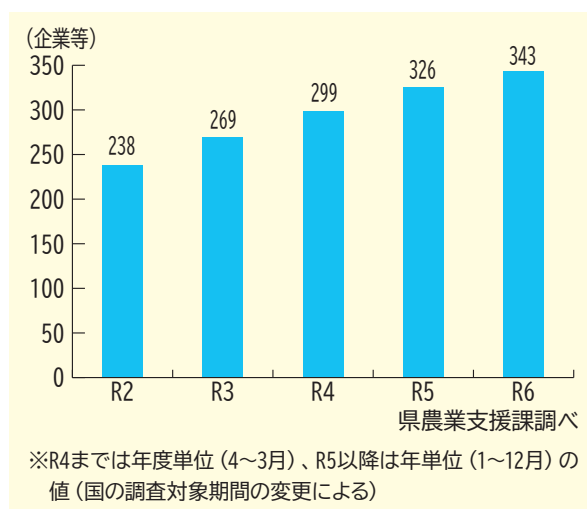


本県に農業参入した株式会社、NPO法人等の数は、農地法の改正により企業等の参入規制が緩和された平成21年以降、累計343企業（392地区）^{*35}であり、うち6割以上が営農を継続しています（令和6年）^{*35}。

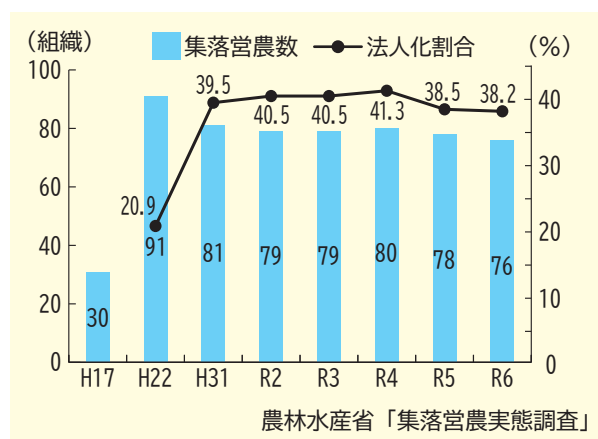
また、第三者経営継承の取組が始まるなど、多様な担い手の確保に向けた新たな動きがあります。地域ぐるみで営農を行う集落営農は、高齢化などにより徐々に減少して令和6年度は76組織^{*36}となっています。集落営農の集積面積についても令和2年度は3,485ha^{*37}だったところ、令和6年度は3,145ha^{*37}と減少傾向にあります。法人化している組織の割合は38.2%^{*38}となり、近年は横ばいになっています（令和6年）。本県における障害者

の農業への就労状況は、令和元年から令和6年にかけて経営体数、就労人数ともに約1.5倍^{*39, 40}に増加しています。

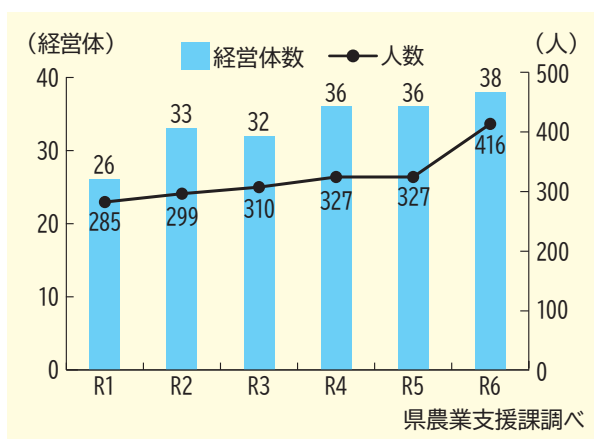
農業参入した企業等数の推移



集落営農数の推移



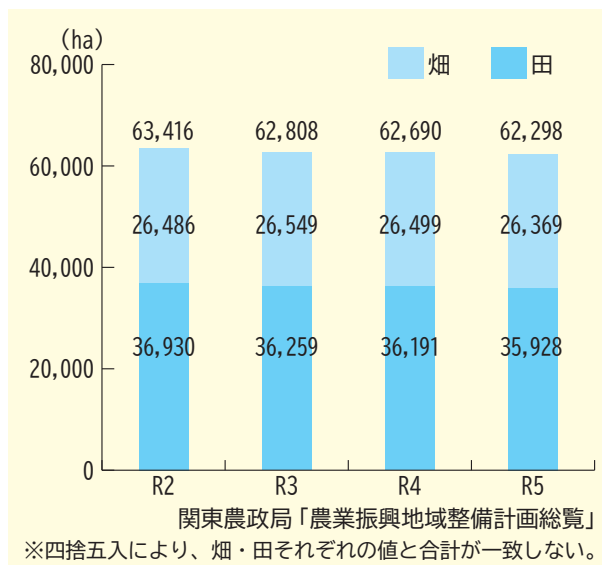
障害者の就労状況



(3) 農地

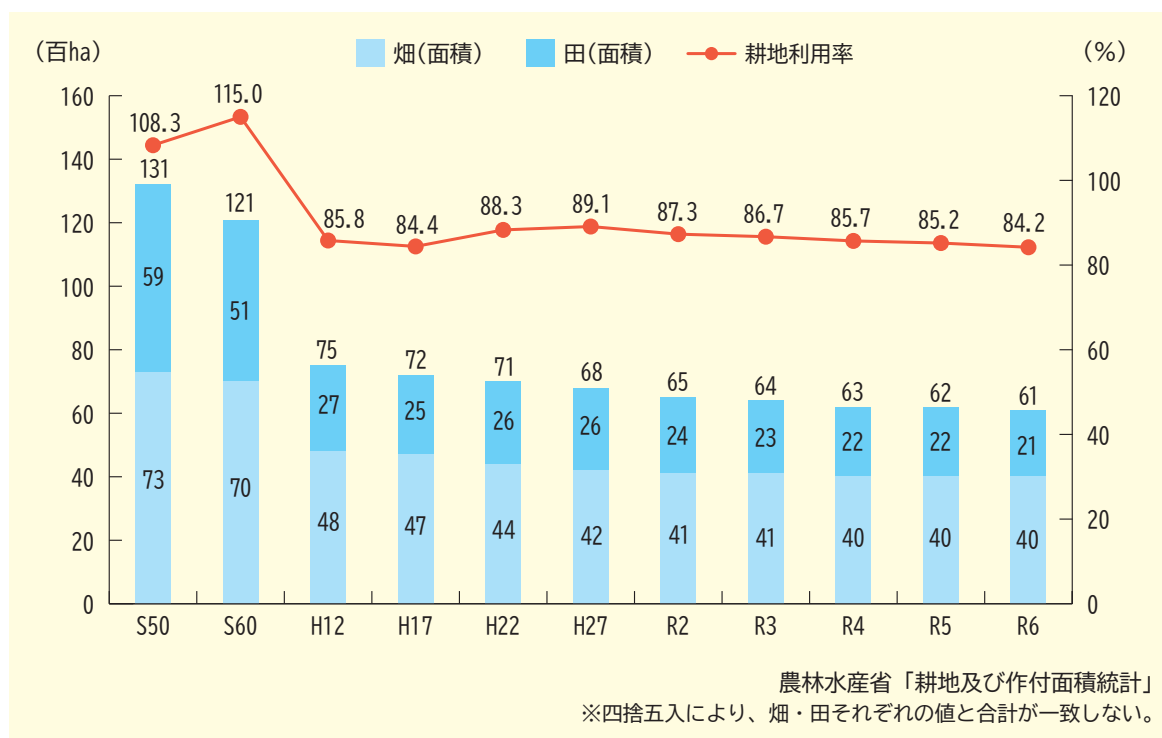
本県の耕地面積は72,700ha(令和6年)^{*41}であり、県土面積の約2割を占めています。また、農業の振興を図ることが必要であると認められる地域として位置付けている「農業振興地域」における農用地区域内の農地面積は、62,298ha(令和5年)^{*42}となっています。いずれの数値も、農地転用等に伴い長期にわたり徐々に減少しています。

農用地区域内農地面積の推移



令和6年の作付延べ面積は61,200ha^{*43}で、近年の耕地利用率（耕地面積に対する作付延べ面積の割合）は90%^{*44}をやや下回る水準で推移しています。

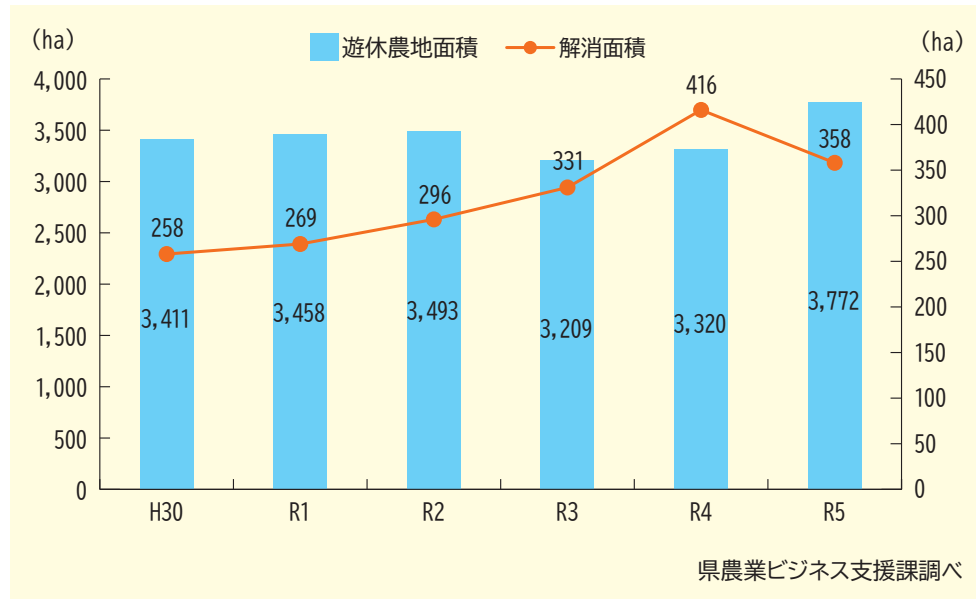
本県の作付延べ面積と耕地利用率の推移



本県における耕作が行われていない遊休農地面積の解消については、担い手への農地集積等の取組により、近年はおおむね300～400haで推移しており、直近の令和5年は358haと減少^{*45}しています。

遊休農地面積全体については、3,500ha前後で推移しており、直近の令和5年度は3,772ha^{*46}です。

遊休農地面積と解消面積の推移



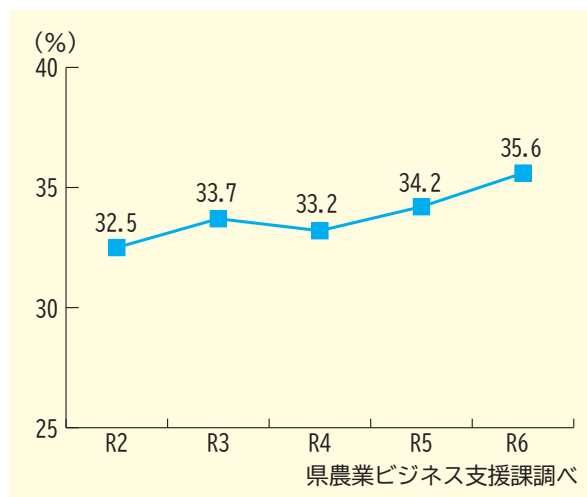
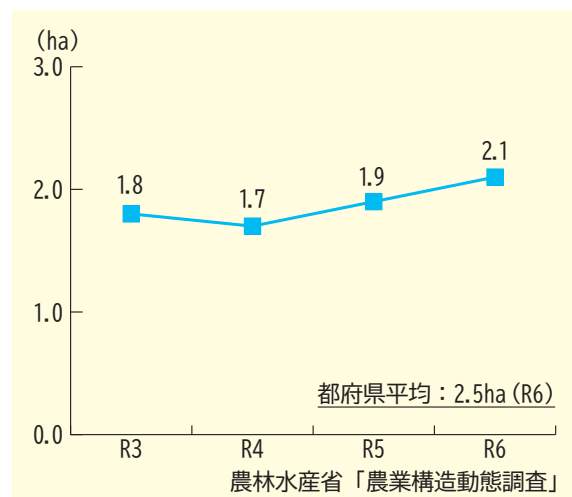
農地の有効利用を図るためには、担い手への農地の集積・集約化が重要です。このため、本県では、将来の目指すべき農地利用の姿を明確化した計画である地域計画に基づいた、農地中間管理事業などを活用した集積・集約化を推進しています。

なお、直近の担い手への農地集積率は35.6%です（令和6年度）^{*47}。

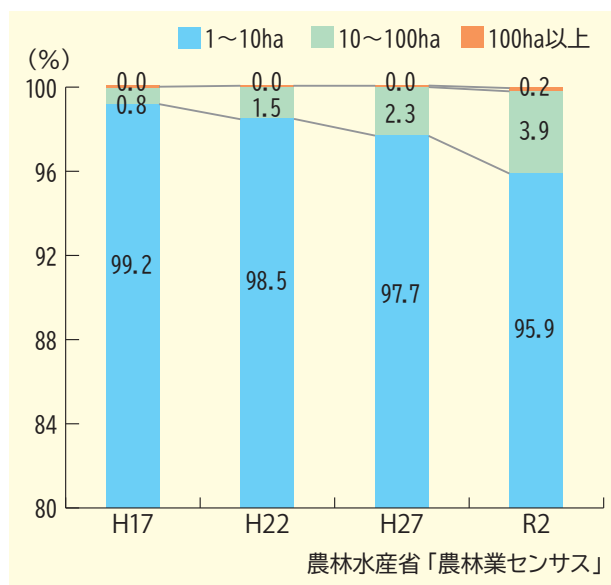
農業経営体の1経営体当たりの経営耕地面積は拡大しており、令和6年には令和3年より約17%増加して2.1ha^{*48}となりましたが、都府県平均（2.5ha）^{*48}を下回っています。

そのような中でも、本県における5ha以上の経営規模の農業経営体数は平成27年の1,041経営体から令和2年には1,205経営体と増加^{*49}し、経営規模の拡大は進んでいます。米麦等の土地利用型農業では、経営規模が50ha以上という大規模な農業経営体も活躍しています。100ha以上の経営耕地面積を持つ経営体は、平成22年から令和2年までの10年間で約5倍^{*49}に増えました。

担い手への農地集積率の推移

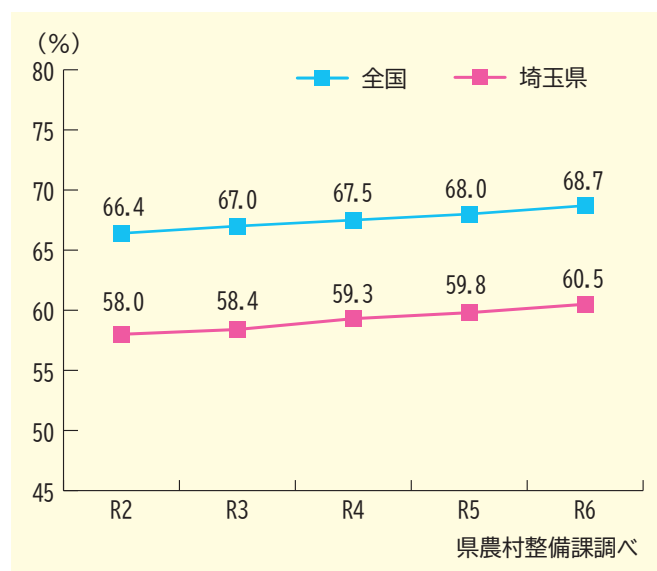
農業経営体の1経営体当たりの
経営耕地面積の推移

経営耕地面積別経営体数の割合の推移



また、農業の生産性を向上する観点からは、農地の大区画化等を通じて生産コストの削減を進めることが重要です。本県における農用地区域内の農地のうち、30a以上の区画に整備されている水田の整備率は60.5%であり、全国平均の68.7%を下回っています（令和6年度）^{*50}。

水田整備率（30a以上区画）の推移



本県の農業においては、全国有数の産出額となる野菜や花きなどを含め、多彩な農産物が生産されています。県全体の農業産出額は、直近では上昇傾向が見られるものの、長期的に見ると全国的には横ばい傾向にあった時期にも減少しており、更なる生産振興が必要です。また、農業の生産振興に資するイノベーションの促進を図るとともに、災害等のリスクに対応するための備えや農業分野における環境負荷低減の取組も重要です。基幹的農業従事者については、長期的に減少や高齢化が進んでいます。また、集落営農数やその集積面積は減少傾向にあり、地域農業を支える基盤の脆弱化が懸念されます。一方、規模の大きい団体経営体は増加傾向にあるとともに、農福連携の取組も見られます。

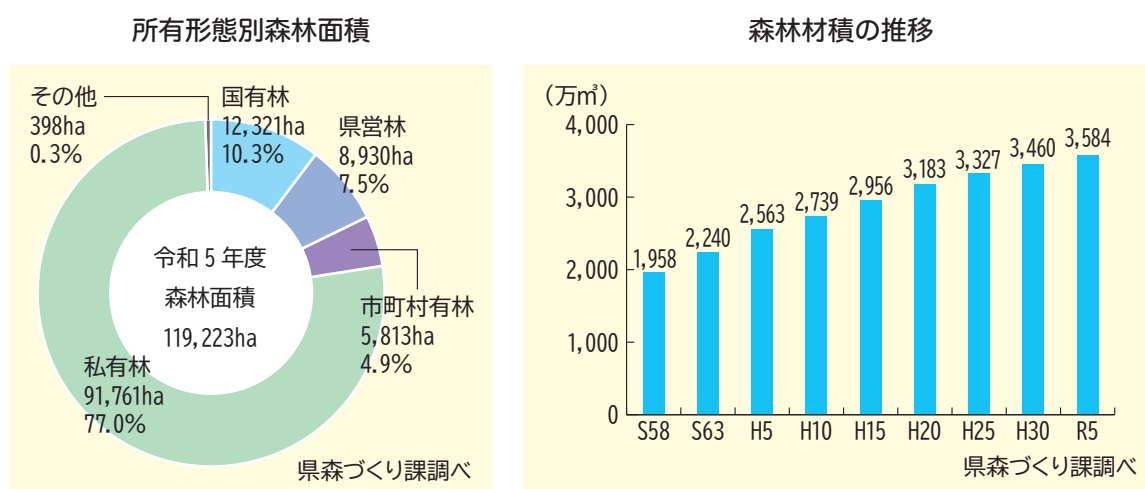
今後も、農業経営の法人化を更に進めるとともに、新規就農者の確保・育成や認定農業者の支援のほか、企業や女性等の多様な人材・主体の活躍を推進することが必要です。

農地については、全体の面積が長期的に減少を続ける中、農地を有効に利用するための遊休農地の解消・活用、担い手への集積・集約化、基盤整備等について取組が進展しており、これらを更に進める必要があります。

3 林業

(1) 森林

本県の森林面積は119,223ha（令和5年度）^{*51}で、県土面積の約3割を占めています。所有形態別に見ると、国有林が10.3%、民有林（県営林、市町村有林、私有林等）が89.7%^{*52}となっています。また、これらの森林に蓄えられた立木の材積（体積）は、戦後に植栽された人工林の成長に伴い長期的に増加してきており、令和5年度には3,584万 m^3 ^{*53}となっています。



本県の民有林106,902haにおける人工林の割合は53.4%（全国は40.3%）^{*54}であり、その面積は57,060haです（県：令和5年度、全国：令和3年度）^{*54}。これらの人工林の約8割以上^{*55}が木材として利用可能な林齢に達している一方、山元立木価格の低迷などにより伐採される人工林が少なく、再造林される面積が少ない状況です。

森林の公益的機能を発揮する観点からも、森林資源の適切な管理・利用を行うことが重要です。本県では、社会貢献を目的に行う森林整備による二酸化炭素吸収量を適切に評価することにより、県民が森づくりに取り組む意識の醸成を図るため、埼玉県森林CO₂吸収量認証制度により企業や団体の森林整備活動による二酸化炭素吸収量を認証しています。令和4年度から森林づくりに使途を限定した募金を始め、企業や団体による森づくりを奨励した結果、令和6年度には71件^{*56}の取組について認証を行いました。

埼玉県森林CO₂吸収量認証制度による認証件数と、認証したCO₂吸収量の推移

年度	R2	R3	R4	R5	R6
認証件数(件)	15	14	32	55	71
認証したCO ₂ 吸収量(t-CO ₂ /年)	244.4	201.2	247.2	758.5	708.6

県森づくり課調べ

また、森林の40.4%に当たる48,151ha（令和6年度末）^{*57}が、水源涵養、土砂流出防備などの機能をより高度に発揮すべき森林として保安林に指定されています。

保安林の種類別面積(令和6年度末現在)

保安林の種類	面積 (ha)	割合 (%)
水源涵養	38,085	68.5
土砂流出防備	9,506	17.1
土砂崩壊防備	348	0.6
防風	46	0.1
干害防備	967	1.7
防火	1	0.0
魚つき	35	0.1
保健	6,603	11.9
風致	2	0.0
合計	55,593 (48,151)	—

県森づくり課調べ

※合計欄は保安林区域の重複指定を含む面積。
ただし、()内は重複指定を除いた実面積。

本県の森林は、地域ごとに様々な様相を見せています。

東京都や山梨県、長野県との県境に位置する県西部の奥地林には、シラビソ林やオオシラビソ林、コメツガ林など学術的に貴重な原生林が広がっています。

一方、奥地の人工林では、手入れの遅れ等により荒廃が危惧される森林が見受けられるため、水源涵養機能などの森林の公益的機能を持続的に発揮できるよう、県や市町村などにより針葉樹と広葉樹が混じり合った針広混交林化が進められています。

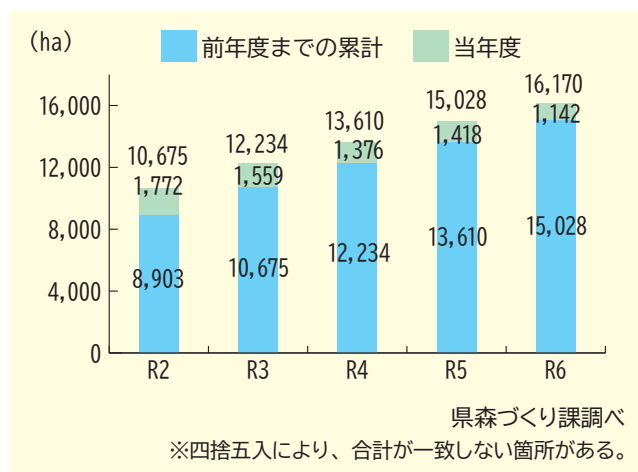
また、シカによる植栽木・下層植生の食害やクマによる剥皮被害が増加し、林地の荒廃や枯損木の発生が見られます。シカによる被害は、県西部から北部にかけての山地・丘陵地の人工林にも拡大しています。

里山地域の森林や、コナラ、クヌギなど武蔵野の雑木林として親しまれてきた平地林は、かつては薪炭や堆肥の原料供給の場として利用され、手入れが行き届いていました。しかし、現在はこれらの利用が少なくなり、平地林の樹木の高齢級化、ナラ枯れ被害、竹林の拡大やササの繁茂が見られるなど手入れの行き届かないものや、他用途へ転用されるものも多くなっています。

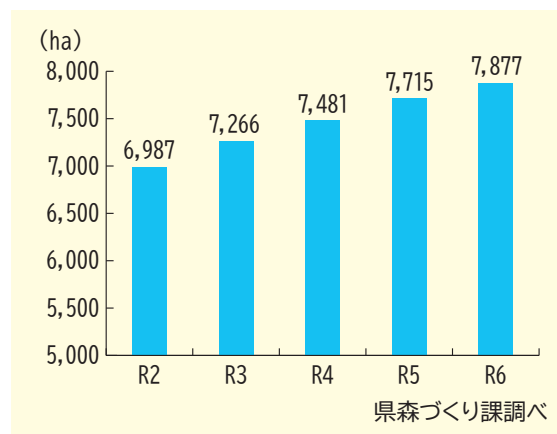
こうした中、本県の森林を育て健全に維持していくため、間伐を中心とした森林整備を、令和3年度から令和6年度までの4年間で5,495ha^{*58}実施しています。間伐については、保育としての切り捨て間伐に加え、木材として利用できるものは搬出間伐が行われており、木材生産の一翼を担っています。

また、飛散するスギ花粉を減らすため、間伐、枝打ち、少花粉品種の植栽等の発生源対策を行ったスギ林は令和2年度に6,987haであったものが、令和6年度には7,877ha^{*59}に増加しました。

森林整備面積の推移



花粉発生源対策を行ったスギ林面積の推移



森林整備等の推進は、全国的にも重要な課題となっており、令和元年度から、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境譲与税の市町村及び都道府県への配分が始まりました。

本県においても、市町村に対して年間で11億4,870万3,000円、県に対して1億2,763万6,000円が配分^{*60}されており、森林所有者に対する森林整備の意向調査、森林の整備、森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用の促進等の取組に係る財源として活用されています（令和6年度）。

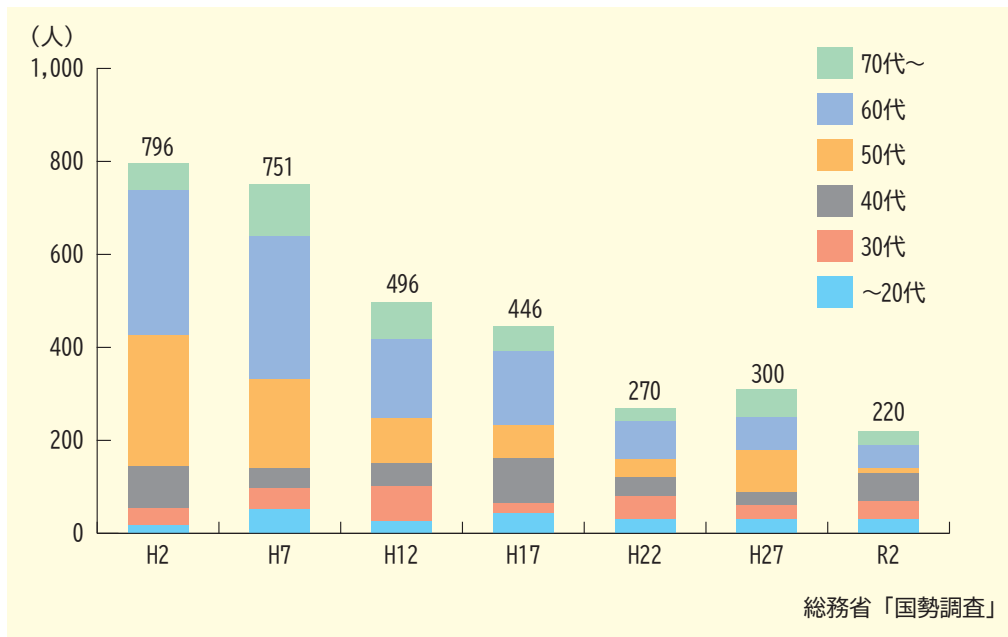
本県に配分される森林環境譲与税を、県内の森林整備等に有効に活用するため、山側の市町村と都市部の市町との結び付きの強化等を一層進めていくことが重要です。

(2) 林業構造

本県の林業従事者は、平成2年には796人でしたが、令和2年には220人まで減少しました^{*61}。

また、私有林の所有構造は、1ha以上を所有する林家の77.8%の所有面積が5ha未満（令和2年）^{*62}であるなど、小規模となっています。

林業従事者数の推移



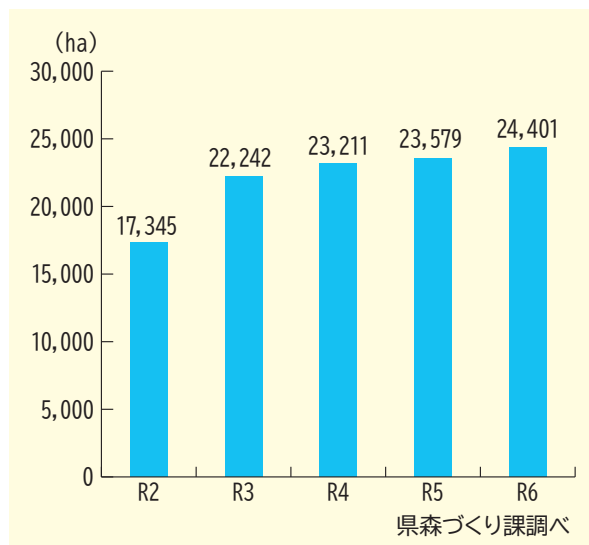
森林の適切な管理や林業の生産性向上を図る上では、小規模な森林を取りまとめて施業を行う集約化・団地化や、団地化された森林における森林管理道及び作業道等の路網の整備並びに路網整備により使用が可能となる高性能林業機械の導入が重要です。

本県においては、森林の境界を明確化し、一定範囲の森林を取りまとめ、作業道の開設や森林整備が効率的に行えるようにする施業の集約化・団地化を推進し、令和6年度までに24,401ha^{*63}の森林が集約化・団地化されました。

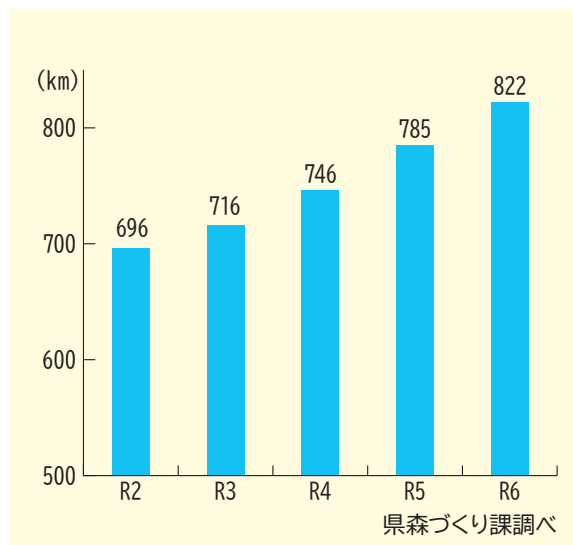
これと同時に路網の整備を進めてきた結果、森林管理道の延長は890km、作業道の延長は822kmとなっています（令和6年度）^{*64}。

高性能林業機械については、導入促進の結果、平成11年度に7台であったものが、令和6年度には61台^{*65}が県内に導入されています。

集約化・団地化された森林面積の推移



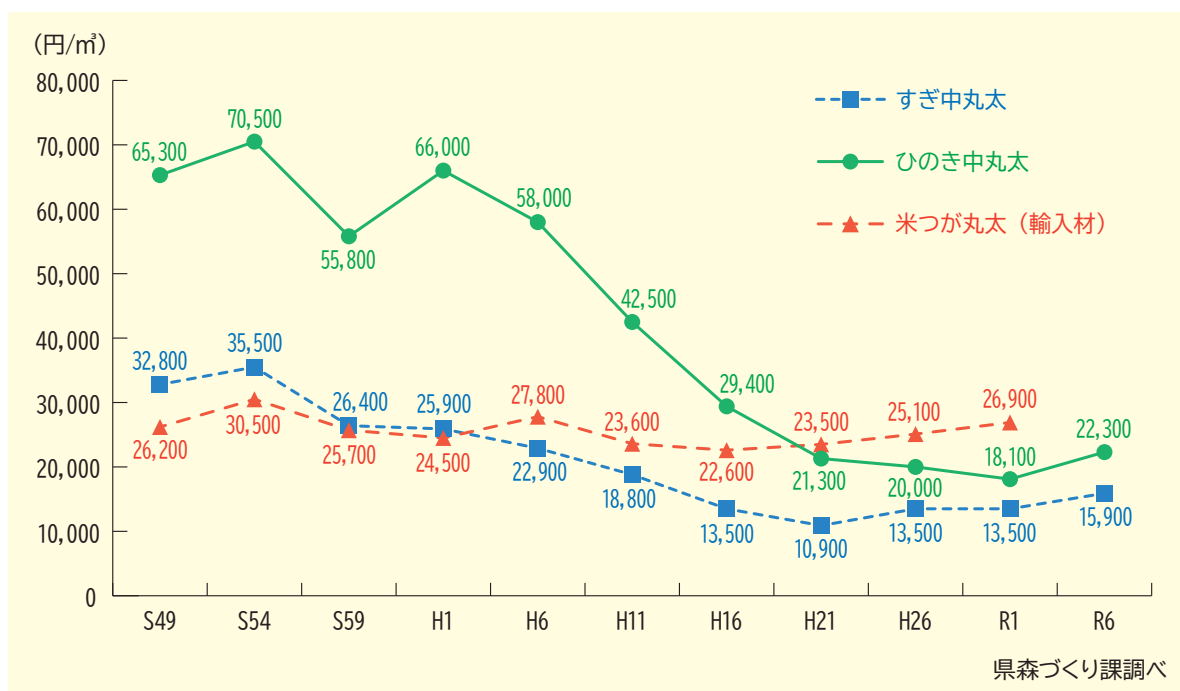
作業道延長の推移



(3) 木材・特用林産物の生産

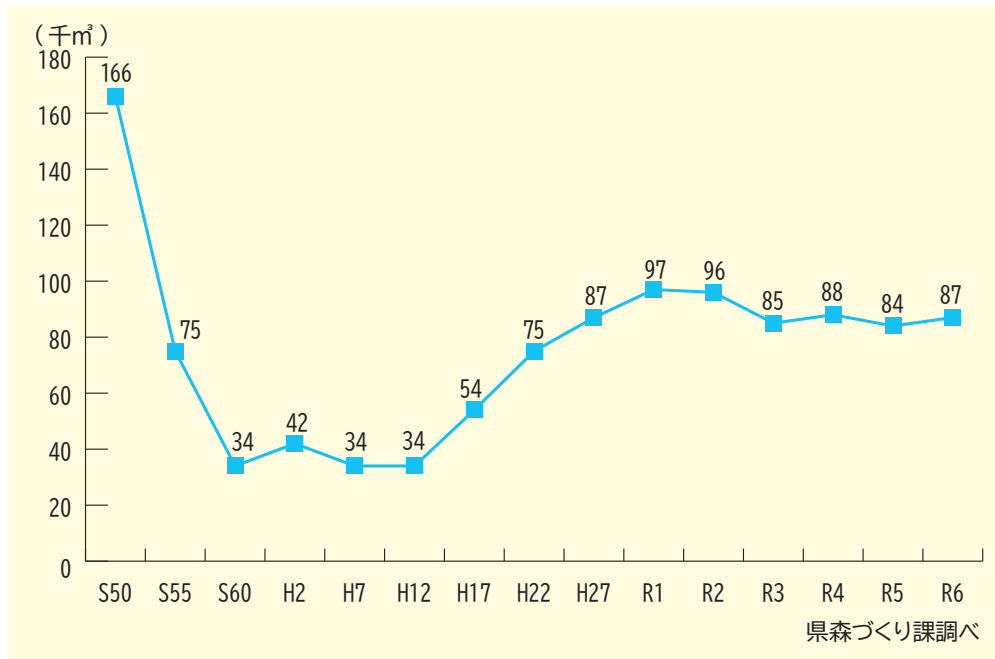
国産木材の価格は、昭和50年代半ば以降、低価格な輸入木材の増加等の影響を受けて長期にわたって低迷しており、林業の採算性は低位で推移しています。しかし、近年は輸入木材と国産木材の価格が拮抗し、国産材の需要が高まっているため、国内の木材自給率は42.5%（令和6年）^{*66}に回復しています。

木材価格の推移(国産、輸入材)



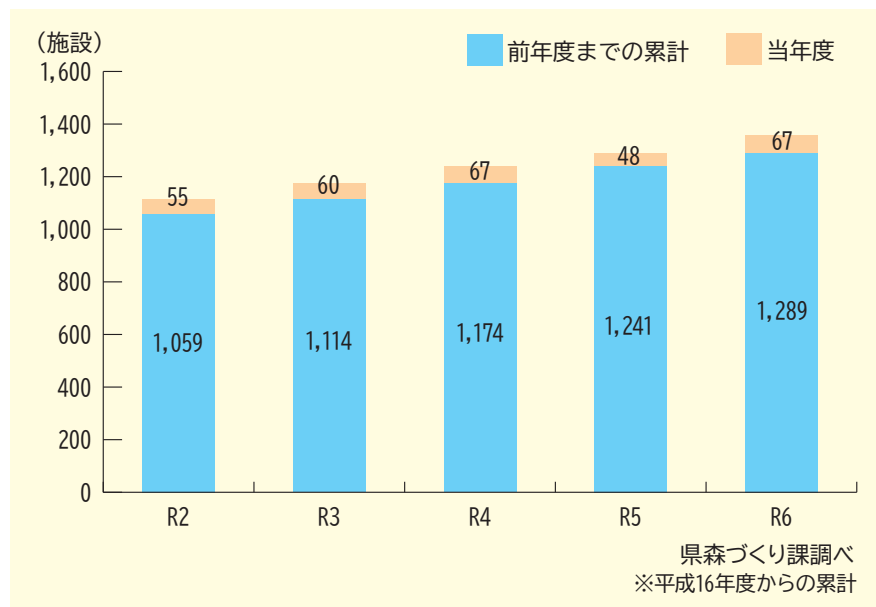
県産木材の供給量（素材生産量）は、平成12年度には34,000m³まで低下していましたが、林業の機械化、路網の整備等の生産性向上の取組の効果と相まって、令和元年度には97,000m³まで増加し、令和3年度以降は85,000m³前後で推移^{*67}しています。

県産木材供給量の推移



また、県産木材を利用した公共施設数は、発注者や設計者に対して木材利用の理解を深める働きかけを行った結果、令和2年度から令和6年度までの5年間で約300施設^{*68}に上り、県産木材の使用量は4,474m³^{*69}となっています。

県産木材を利用した公共施設数の推移



本県では、しいたけ等のきのこ類を主として、木炭、たけのこなど多岐にわたる特用林産物が生産されています。主要なきのこ類の生産量は、令和5年で2,313t^{*70}となっています。

特用林産物の生産量(令和5年)

	生産量
きのこ類	2,313t
木炭	14t
たけのこ	2t

県森づくり課調べ

本県の森林は、人工林の成長に伴い森林資源が充実してきていますが、木材価格の長期的な低迷により伐採・再造林が低調であり、鳥獣被害等も生じています。このため、森林環境譲与税も活用し、森林資源の適切な管理や利用を推進する必要があります。

本県の林業構造については、林業従事者数は200人程度であり、私有林の所有面積は小規模です。林業の生産性向上等の観点から、森林施業の集約化・団地化、路網整備、高性能林業機械の整備等を進めてきており、更なる推進が必要です。

木材生産については、長期にわたる山元立木価格の低迷により採算性が低い状況ですが、近年は国産材の需要が高まっており、県産木材の供給量を増加させる転機を迎えています。こうした状況を生かしながら、森林資源の活用や木材の利用拡大を図る「活樹」を推進し、木材を安定供給できる体制をつくることが重要です。

4 水産業

(1) 養殖業

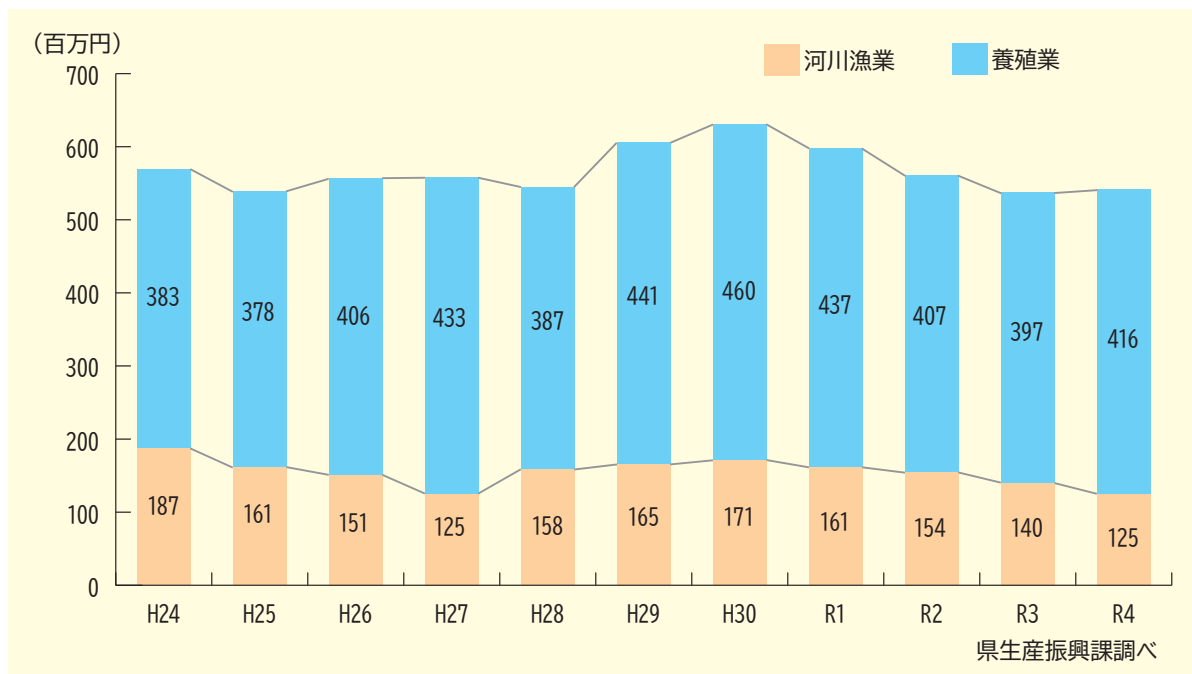
本県における養殖業の生産額は4億1,562万円^{*71}であり、その76.9%に当たる3億1,960万円がキンギョ、ニシキゴイ等の観賞魚、23.1%に当たる9,602万円がホンモロコ、ニジマス等の食用魚に係るものです（令和4年度）^{*72}。

このうち、ホンモロコの養殖は、本県が全国に先駆けて水田を利用した養殖技術確立して普及を始めたものであり、生産額は3,673万円、生産量は13tです（令和4年）^{*73}。県内においては、県東部・北部を中心とする17市町において25戸の生産者が養殖を行っています（令和4年）^{*74}。

(2) 河川漁業

河川漁業においては、釣りが本県のレジャーとして定着しており、漁業協同組合（以下「漁協」という。）が、放流など魚類の増殖や漁場管理を行っています。本県における魚類の放流金額は、2,367万円^{*75}であり、アユ、マス類及びフナが94.8%^{*76}を占めています（令和4年）。

漁業・養殖業の生産額の推移



本県における水産業は、全国一のホンモロコ養殖を含む養殖業や、消費者にレジャーの場を提供する河川漁業により、一定の地位を占めています。将来にわたり水産業の維持・発展を図る上で、新規就業者の確保や、河川環境の保全等が重要となっています。

5 農山村

(1) 農山村の人口・地域資源

農山村地域を国勢調査における人口集中地区以外の地域と捉えると、本県の農山村地域は、都市周辺に位置するものも含め県内全域に広がっています。

平成22年から令和2年の10年間で、県内の人口集中地区における人口が増加する中、農山村地域の人口は147万人から135万人に減少^{*77}しています。また、農山村地域では、人口に占める65歳以上の割合が34.3%と、県全域の27.1%を上回っています（令和2年）^{*78}。このように、農山村地域では人口減少や高齢化が進んでおり、コミュニティの維持や地域活動について影響が懸念されています。

一方、本県の農山村には、特色ある農林水産物、加工品、伝統文化、美しい景観など豊かな地域資源があり、その特長を生かした多彩な農林水産業が展開されています。中でも、都心からのアクセスが良いという地域特性を生かし、220の観光農園（令和4年度）^{*79}が開設されているほか、地域の食材を活用するレストラン、農作業や農産加工の体験、森林でのレジャーなど、都市と農村の交流を生み出すグリーン・ツーリズムの取組が行われています。

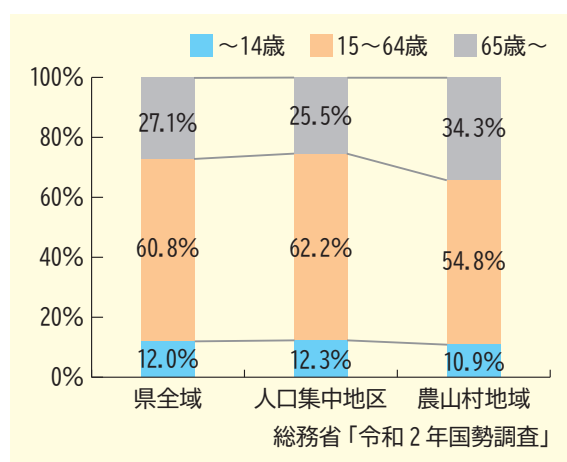
地域ごとの人口変遷の差異

	H22		R2
県全域	719万人	↑	734万人
人口集中地区	573万人	↑	600万人
農山村地域	147万人	↓	135万人

総務省「令和2年国勢調査」

※人口集中地区：人口密度が1平方キロメートル当たり4,000人以上の基本単位区等がたがいに隣接し、それらの隣接した地域の人口が5,000人以上である地域

地域ごとの構成年齢割合の差異



(2) 多面的機能の発揮

農山村とそこで営まれる農林水産業は、農林水産物の生産のほか、県土・自然環境の保全、水源涵養、良好な景観の形成、教育や体験の場の提供、地域の伝統文化の継承など、県民の日常生活に深く関わる様々な分野で多面的な機能を有し、県民共通の財産となっています。

こうした多面的機能が発揮される基盤となる農地や農業用施設の保全・管理を行うため、地域の共同活動により農道や水路を維持管理する取組が行われています。共同活動の取組面積が、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域内の田畑に占める割合（カバー率）は、令和6年度において34.4%^{*80}となっています。

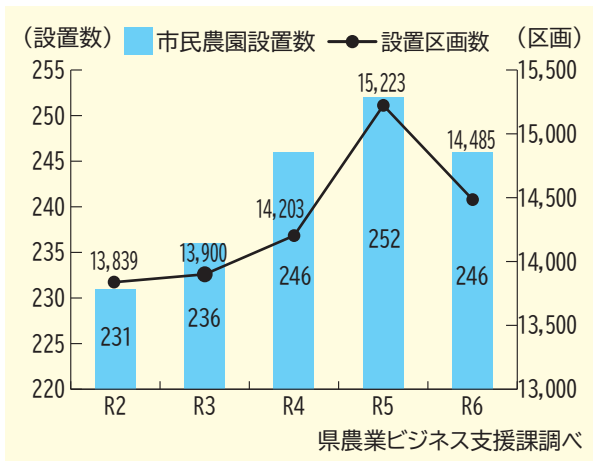
また、本県では、県民が農業の楽しさを体験できるように市民農園の利用を促進しており、市民農園が246か所、14,485区画設置されています（令和6年）^{*81}。

さらに、こどもたちが農業を身近に感じられるように、学校ファームを県内の公立小中学校1,207校（令和6年度）^{*82}に設置し、学校教育における農業体験活動を推進しています。

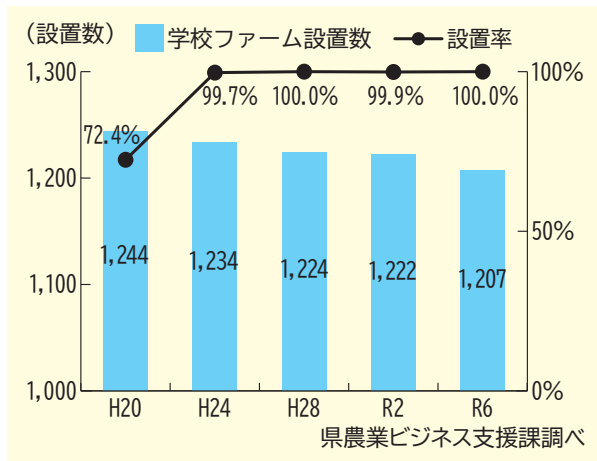
一方、森林に関しては、社会全体で森林を守る気運を醸成する観点から、森林ボランティア活動を支援しており、令和6年度には年間14,700人^{*83}が参加しています。

このほか、農林水産業・農山村の多面的機能は、生産振興、担い手支援、基盤整備など農林水産施策の全体的な効果により、農林水産業・農山村が活性化し、農地・森林等が適切に維持されることで発揮されます。このため、上記のような主として多面的機能に焦点を当てた取組のみならず、本章の他の部分に記載された取組全体の結果としても、本県における農林水産業・農山村の多面的機能は発揮されています。

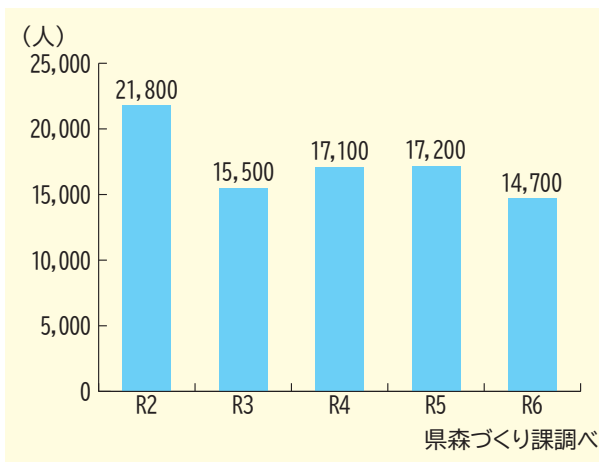
市民農園設置数及び設置区画数の推移



学校ファームの設置状況の推移



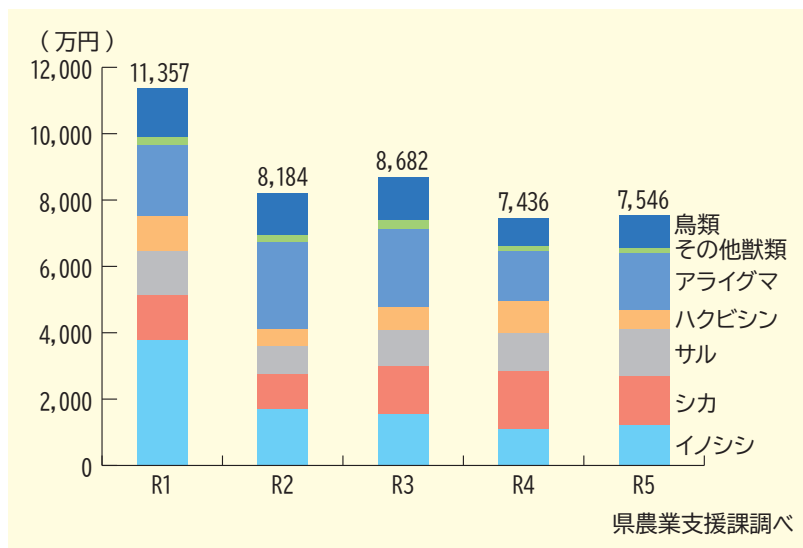
森林ボランティア活動参加延べ人数の推移



(3) 鳥獣害対策

近年、イノシシ、シカ、サル、アライグマ等の野生鳥獣の生息域の拡大等を背景として、野生鳥獣による農作物や森林への被害が深刻化し、農作物の被害金額は年間7,546万円（令和5年度）^{*84}となっています。森林ではシカにより枝葉や下層植生が消失するなどの被害が発生するとともに、土砂流出などによる山地災害の発生が危惧されています。野生鳥獣による被害は農林業者の生産意欲を低下させ、遊休農地の発生や人工林の管理低下につながるなど、農林業や農山村の暮らしにも影響を及ぼしています。

野生鳥獣による農作物被害金額の推移



県では、野生鳥獣の行動域や生態の分析により、効果的な侵入防止柵の開発などを行うとともに、研修会の開催により、被害防止対策の普及や定着を図っています。

また、県内32市町村（令和6年度）^{*85}では、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に基づく被害防止計画を策定しており、地域における野生鳥獣による農林業被害の実態を調査するとともに、被害防止対策や情報提供等を行っています。

本県の農山村は、都市部に先行して高齢化や人口減少が進んでおり、また、農作物や森林への鳥獣害も発生しています。こうした中であっても、地域資源を生かした観光農園などの多彩な農林水産業や、農山村の多面的な機能を県民に伝える取組が展開されており、更なる推進を通じて農山村の活性化を図っていくことが重要です。

第Ⅱ章

農林水産業・農山村をめぐる潮流



1 国際的な食料需要の増加、食料生産、供給の不安定化

世界人口は約82億人（令和6年）^{*86}であり、今後も増加する見込みです。

経済発展に伴い、穀物等の食用需要やバイオ燃料原料用等の非食用需要の増加が、食料需要の増大に拍車をかけています。

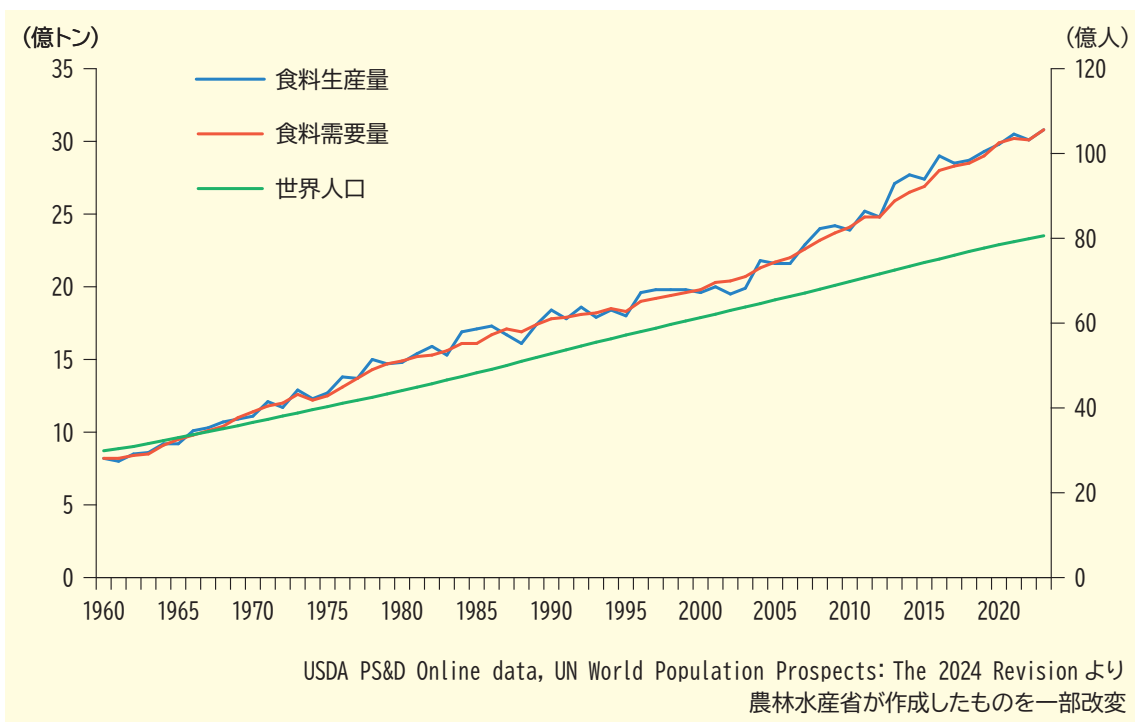
また、気候変動の影響により、高温などの異常気象や、病虫害の侵入・まん延のリスクが生じています。さらに、高病原性鳥インフルエンザや豚熱などの家畜伝染病も断続的に発生しているほか、近隣国で発生が確認されているアフリカ豚熱や口蹄疫等の海外悪性伝染病の侵入リスクも高い状況です。

くわえて、ウクライナ侵略などの地政学的リスクが高まっていることや、新興国の経済が急成長した結果、世界における日本の相対的な経済的地位が低下したことからも、食料や生産資材の安定的な輸入に影響が及び、食料や生産資材の多くを海外の特定の国・地域に依存する我が国の食料安全保障に懸念が生じています。

このような情勢の中で、国は、令和6年に食料・農業・農村基本法を改正し、食料安全保障の強化に向けた各種施策を推進することとしています。

本県においても、国内農業の生産基盤の強化の観点から、担い手の確保、優良農地の確保や農産物の生産拡大に取り組むとともに、地産地消やブランド化により県産農産物の魅力を高め、消費拡大につなげていくことが一層重要となっています。

世界の穀物及び大豆の需給と世界人口の動向



2 国内市場の縮小と消費者ニーズの変化

日本の人口は平成20年をピークに減少^{*87}を続けており、本県の農林水産業の主要マーケットである首都圏人口も昭和50年以降一貫して増加してきましたが、令和2年に減少に転じました。令和6年には前年から増加したものの、令和2年を下回っており、今後長期的に人口減少に転じる見込み^{*88}です。

国勢調査の開始以来、本県は47都道府県の中で唯一、人口増加を続けてきましたが、令和3年10月1日時点の人口推計で、初めて減少に転じました。一方で、85歳以上の高齢者人口は、全国トップクラスのスピードで増加する見込み^{*89}です。

人口減少や高齢化は、食料消費量の減少につながることから、国内市場の縮小が見込まれます。

他方、近年の消費者ニーズについては、都心部では単身世帯の増加などにより、少量パックの需要の増加や、カット野菜・冷凍食品などの食の簡便化、中食・外食といった食の外部化の進展がみられます。

さらに、産地直送のような生産者の顔が見える農産物の購入や、都会では味わえない農業体験を提供する体験農園へのニーズは高まりを見せています。

また、県育成品種のいちごや梨、有機農産物など、高価格帯での販売にもかかわらず需要が高まっている農産物もあります。

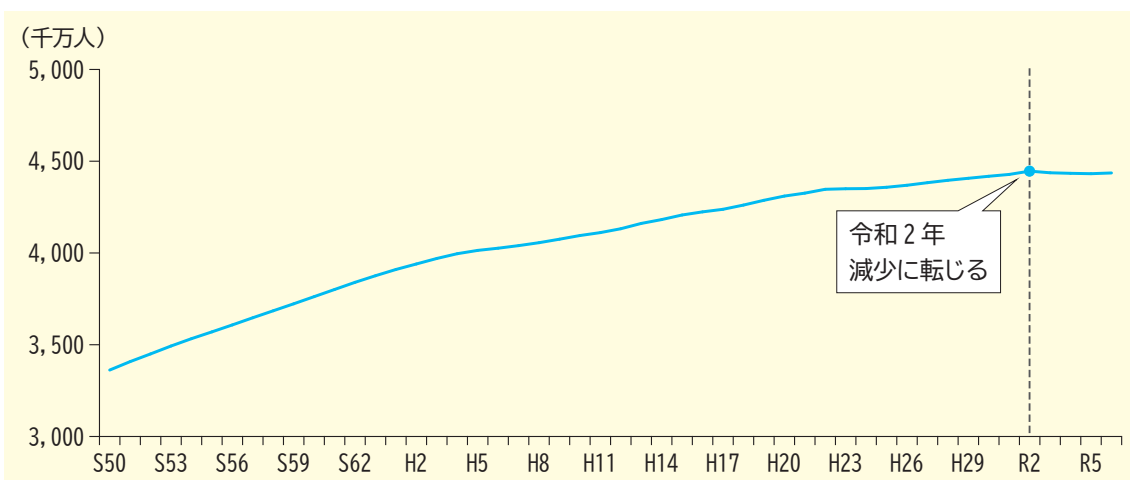
あわせて、インバウンドの本格的な回復により、訪日外国人数が増加しており、国内外における外国人からの日本食の需要が高まるとともに、国産食材や伝統的な日本食・食文化の魅力を発信する機会も拡大しています。

以上の消費者ニーズの傾向は、今後も継続すると見込まれます。

本県は、食料品製造出荷額が全国トップクラスであるとともに、大消費地である首都圏に位置し、訪日外国人が多く滞在する東京にも隣接しており、地理的優位性が高いと言えます。さらに、県産農産物が各種コンテストで高い評価を受けるなど追い風も吹いています。

今後は、こうした本県の地理的優位性や追い風を生かし、消費者ニーズへの対応を進めていくことが重要です。

首都圏の人口推移



3 生産資材価格の高騰

世界的な穀物需要の増加や異常気象による収穫量の変動、原料供給国からの輸出の停滞などの影響により、化学肥料原料や飼料穀物等の生産資材価格が不安定化しています。また、原油の輸送・精製コストの上昇や国際的な需給バランスの変動、円安を背景に、重油価格も高騰しており、農林漁業者の経営を圧迫しています。

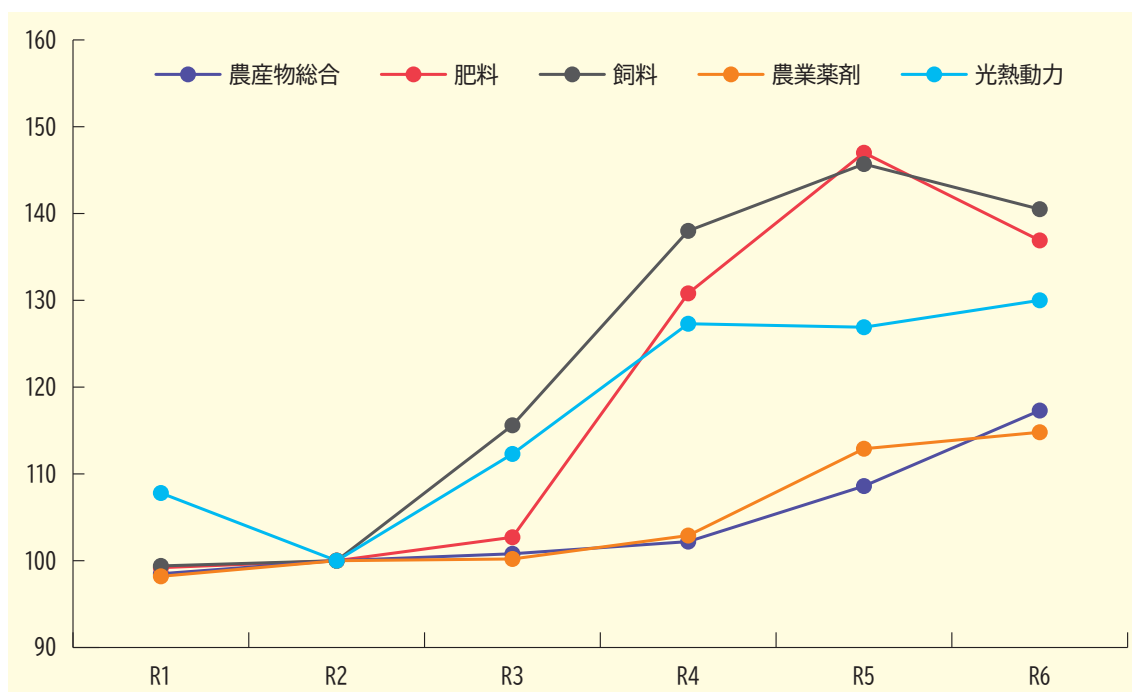
農業生産資材については、令和2年と比較して、肥料費は41.1%、電気や灯油などの光熱動力は34.4%、飼料価格は36.2%上昇しています（令和7年9月）^{*90}。また、農業機械や農業用ハウス、果樹棚、家畜飼養管理施設などの導入・設置費用も高騰しており、特に主穀、施設野菜、果樹、畜産農家を志す新規就農者にとって大きな障壁となっています。

林業についても、原油価格の高騰により、林業用機械の運転経費等が上昇したことが、経営を圧迫しています。

継続的な生産資材価格の高騰は、資金繰りの悪化や生産意欲の減退につながり、廃業に追い込まれることも懸念されます。

このため、農林水産物の生産に欠かせない燃料や生産資材の価格高騰対策の推進を図るとともに、生産資材のコスト上昇分を適切に販売価格に転嫁できる環境整備の促進が重要となっています。

農産物・生産資材価格の推移（令和2年＝100）



4 木材需要の拡大と人工林の本格的な利用期の到来

日本の森林は、戦後の木材需要への対応といった社会的要請に応え造林されたものが多く、その6割が50年生を超え、本格的な利用期を迎えています。本県においても、人工林の8割以上^{*55}が利用可能な時期となっています。

日本の林業は、木材の輸入自由化により海外の木材に押され、従来木材が利用されていた部材に鉄やプラスチックの使用が進んだ結果、長期にわたり木材価格の下落等の厳しい状況が続いてきました。伐採収益で再造林・保育費が賄えず、伐採と再造林を進めようとする森林経営者の意欲が減退したため、就労機会が低位となり、担い手不足や手入れの遅れた森林が問題となってきました。しかし、近年では、国産材の生産量の増加、木材自給率の上昇など、その活力は回復傾向にあり、林業産出額も、丸太輸出や木質バイオマス発電等による新たな木材需要により増加傾向で推移しています。

また、令和元年度には、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律及び森林経営管理法が施行され、令和6年度からは森林環境税の徴収が開始されました。県内においても、都市部市町において、森林環境譲与税を活用した公共施設の木質化などの木材利用や山側市町村と連携した森林整備を行うなど、森林や木材への関心が高まっています。

このような情勢を踏まえ、「伐って・使って、植えて、育てる」森林の循環利用をより一層推進していく必要があります。

このため、木材の生産・加工・流通の課題に応え、県産木材を安定的に供給できる体制づくりや、花粉症対策にも資する種子や苗木の生産、森林環境譲与税を活用した市町村の間伐等の取組、森林資源の活用や木材の利用拡大を図る「活樹」を推進することが重要となっています。



純木造建築の役場

5 農林水産業の未来を担うイノベーション

従事者が減少する中、農林水産業を成長産業へと転換させるためには、デジタル技術による新たな変革（DX）を取り入れた生産性向上や、クリーンエネルギー中心の産業・社会構造に転換するグリーントランスフォーメーション（GX）の実現に向けたイノベーションの促進が不可欠です。

近年、農業分野においては、ロボット・AI・IoTなどの先端技術を活用した農業機械の自動運転や遠隔操作、高度な環境制御による品質安定・向上、経営管理の高度化など、先進技術が実証から普及する段階を迎えています。こうした技術の活用と併せて、これらの技術に適した生産方式への転換を図りつつ、より現場の生産性向上につながる技術導入を進めていくことが重要となっています。

一方、林業分野においても、航空・地上レーザ測量による森林資源情報の精度向上、森林クラウドシステムによる情報の共有化、木材需給情報共有システムによる木材価格の「見える化」など森林調査から原木の生産・流通まで林業活動の生産性向上につながる新しい先端技術の導入を進めていくことが重要となっています。

あわせて、先進技術を最大限に活用するためには、技術導入だけでなく、最新技術を扱える人材の育成や、農業支援サービスなどの事業者との連携、スマート農林水産業技術の導入やアグリテックの活用に適した基盤整備の推進も重要です。



自動運転田植機

6 農林漁業者の減少・高齢化

本県の基幹的農業従事者数は、平成17年から令和6年までの約20年間で半数以下に減少しています。また、県内の基幹的農業従事者の高齢化率（65歳以上の割合）は、59.8%（平成17年）から74.8%（令和6年）と高齢化が進行し、全国の71.7%（令和6年）と比べて高くなっています^{*91}。くわえて、20年後に基幹的農業従事者の中心となる層である60歳未満の割合は、全体の約18%^{*92}となっています。

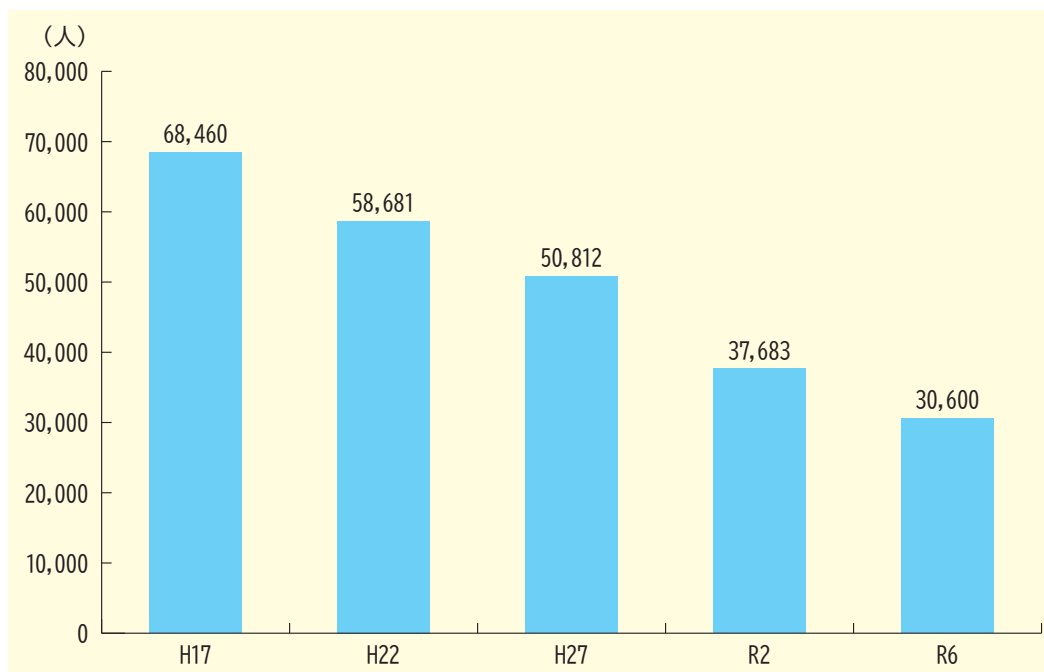
また、本県の林業従事者数も同じく減少傾向であるとともに、全国の高齢化率は25.4%であり、全産業平均の15.2%と比較し、高い水準となっています（令和2年）^{*93}。

さらに、本県の養殖業経営体数も同じく減少傾向であり、平成25年の140経営体から令和4年には80%の112経営体にまで減少^{*94}しています。

今後も従事者数の減少が継続すると見込まれ、食料や木材の生産・供給能力の低下や、遊休農地や未整備森林の増加、集落の共同活動により支えられてきた農業・農村・森林の有する多面的機能を維持する活動の継続が困難となることが懸念されます。

このため、地域農業の将来設計図である地域計画も踏まえ、多様な担い手の確保や担い手への農地の集積、森林の施業のための集約化・団地化をこれまで以上に促進するとともに、少ない労働力でも経営の維持・発展を可能にするため、スマート農林水産業技術の活用等により生産性向上を実現していくことが重要です。

県内基幹的農業従事者数の推移



7 気候変動、自然災害への対応

地球温暖化などの国際的な気候変動は、日本の気候や農業にも大きな影響を及ぼしています。日本の年平均気温は100年当たり1.40度の割合で上昇しており、2024年の年平均気温は統計開始以来、最も高い値を記録しました。一方、本県は2.32度の割合で上昇しており、全国よりも高い水準で推移しています^{*95}。

高温による品質低下や栽培適地の変化、集中豪雨の増加などによる災害の頻発化・激甚化は、農作物、農地、農業用施設等に甚大な被害をもたらしています。さらに、農作物の病虫害発生地域が拡大するなど、病虫害の侵入・まん延リスクも高まっています。

本県においても、令和5年の高温・干ばつ及び令和6年の高温による農業災害を、埼玉県農業災害対策特別措置条例に基づく特別災害として指定するなど、高温による農作物への被害の発生リスクは加速度的に高まっていますと言えます。

あわせて、イネカメムシの発生量が数十年ぶりに増加したことによる水稻への被害拡大など、温暖化の影響により病虫害被害の発生状況にも急激な変化が起こっています。

また、ため池や排水機場をはじめとする農業水利施設等の老朽化や、施設等を管理する担い手の減少が顕在化しており、災害発生時の被害拡大につながる危険性があります。

さらに、令和7年2月には、1件当たりの規模としては過去60年で最大となる岩手県大船渡市の事例をはじめ、日本各地で大規模な林野火災が発生しています。

くわえて、令和3年度以降、県内で毎年発生している高病原性鳥インフルエンザなどの家畜伝染病が、畜産経営に大きな影響をもたらしています。

これらの農林水産業を脅かすリスクに対応するため、防災・減災、災害発生時の危機対応の体制強化や農業水利施設の長寿命化、ため池の整備などの農業・農村の強靱化を進めることが重要です。また、収入保険などのセーフティネットの普及や、高温耐性のある品種の開発・育成などの高温障害への対策も必要です。



ひょうによる被害



斑点米

8 S D G s の取組への対応（S D G s の推進）

農林水産業は、自然資本を基盤とし生産活動を行うものであり、適切に活動すれば生物多様性などの環境保全、多面的機能の発揮などに寄与する側面もある一方で、化学肥料・化学農薬や化石燃料の使用など、環境に負荷を与える側面もあります。

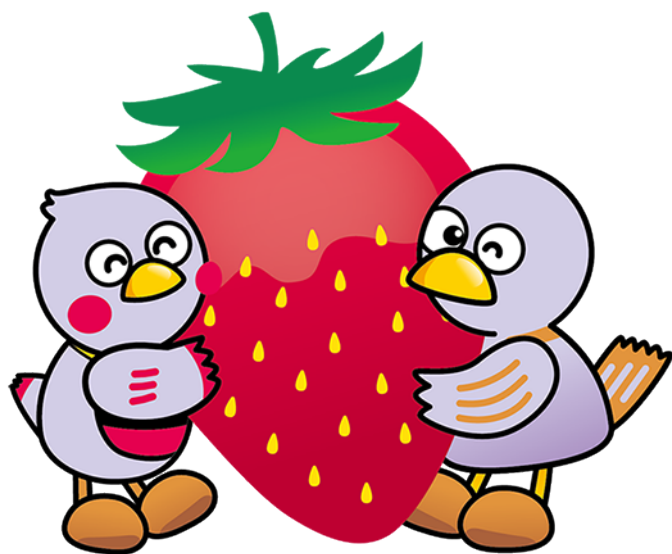
気候変動の影響による異常気象や災害の頻発化・激甚化が進行している中、農林水産業を持続的に発展させるため、環境負荷低減の取組の重要性が高まっています。

農林水産業分野における環境負荷低減を進めるためには、農林漁業者への普及啓発、化学肥料等の削減など環境に配慮した生産活動の推進、地域の未利用資源の活用の促進など、環境と調和した取組を実施する必要があります。あわせて、有機農産物などの環境に配慮した農林水産物への消費者の理解醸成や、都市部における「第2の森林」づくり（中高層建築物や非住宅分野における新たな木材需要の獲得）の促進、多様な事業者と連携したサーキュラーエコノミー（循環経済）の実現につながる取組など、生産段階にとどまらない幅広い取組が重要となっています。

（農林水産業・農山村に係る施策とS D G s の目標との関係については、参考資料参照）

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS





第Ⅲ章

本計画が目指す将来像





本県において、農林水産業の振興は、次に掲げる事項を基本として行われなければならないこととされています（条例第3条（基本理念））。

- ①農林漁業者の優れた経営能力を生かし、農林水産業の産業としての競争力を強化すること。
- ②地域の特性に応じて、収益性の高い、安定的な農林漁業経営を確立し、将来にわたり農林水産業を持続的に営むことができるようにすること。
- ③農林水産業及び農山村の有する多面的機能を適切かつ十分に発揮することができるようにすること。
- ④消費者の需要に応じ、消費者に信頼される良質かつ安全な農林水産物を安定的に供給することができるようにすること。

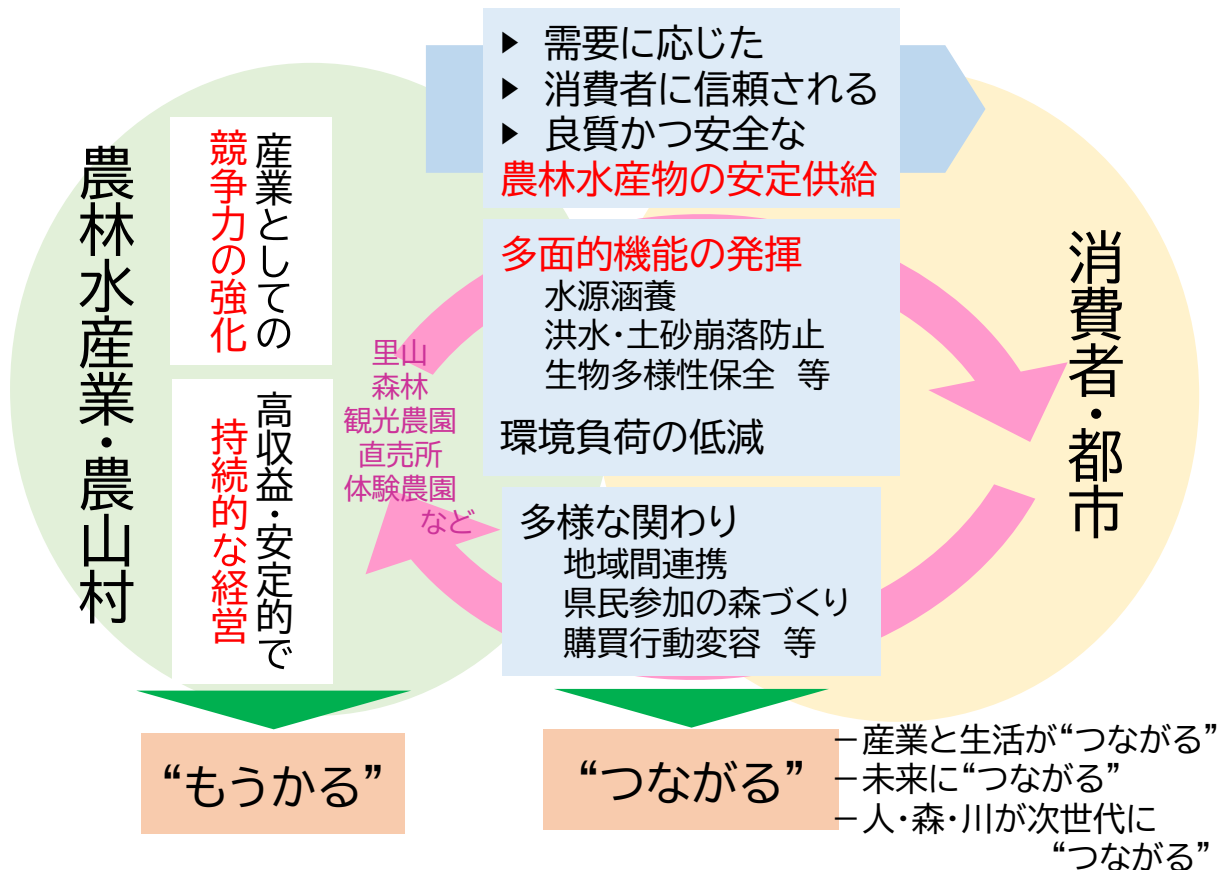
これら内容を踏まえ、本計画が目指す将来像を整理するに当たっては、一産業としての経済的側面と、食料・環境・国土保全など生活と多様な接点を有するという農林水産業特有の側面の双方に着目する必要があります。

具体的には、まず、基本理念の①、②に即して、本県の農林水産業が経済的に発展し“もうかる”農林水産業が実現していることを目指します。さらに、“もうかる”農林水産業の実現を礎に、基本理念の③、④に即して、本県の農林水産業を持続的なものとし、産業と生活が“つながる”、将来に向けて“つながる”とともに、第75回全国植樹祭を契機として、森林の循環利用を促進することにより、人・森・川が次世代に“つながる”農林水産業・農山村が実現していることを目指します。

この方向性と併せて、本県の農林水産業の特徴である、大消費地に近接し、県育成品種をはじめとした高品質の農林水産物が生産されているという点を踏まえ、本計画が目指す本県の農林水産業及び農山村の将来像として、「近くておいしい、もうかる・つながる農林水産業・農山村」を掲げます。

なお、将来像の実現を目指して当面5年間にわたり施策を展開する上で、農業経営体の平均販売金額の向上や、販売金額の大きい農業経営体の育成、その他主要な施策の進捗管理に係る指標を示します。

条例の基本理念と基本計画が目指す将来像



【将来像】

近くておいしい、もうかる・つながる農林水産業・農山村
を目指します。

将来像を実現するための指標

No.	指 標 名	目 標	
1	販売農業経営体*における平均販売金額 *農産物の生産を行うか又は委託を受けて農作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭数が一定の規模以上のもののうち、年間の農産物販売金額が50万円以上の経営体。	11,563千円 (令和5年度)	→ 15,108千円 (令和12年度)
2	販売農業経営体における年間販売金額1,000万円以上の農業経営体数割合	15.3% (令和6年度)	→ 20.2% (令和12年度)
大柱1 ニーズに応じた農林水産物の供給と高付加価値化の推進			
3	需要に応じた野菜の作付拡大面積	1,000ha (令和8～12年度)	
4	契約野菜対応型野菜産地育成数	30産地 (令和8～12年度)	
5	新たに農業の6次産業化により開発された商品数	250品目 (令和8～12年度)	
6	森林の整備面積	12,500ha (令和8～12年度)	
7	施業のため集約化・団地化する森林面積	24,401ha (令和6年度)	→ 29,000ha (令和12年度)
8	県産木材の供給量	87,000 m³/年間 (令和6年度)	→ 137,000 m³/年間 (令和12年度)
9	県産農産物コーナー新規設置店舗数	125店舗 (令和8～12年度)	
10	県産木材を利用した公共施設数	1,356施設 (令和6年度)	→ 1,720施設 (令和12年度)
大柱2 イノベーションの促進			
11	スマート農業技術の導入件数	269件 (令和6年度)	→ 538件 (令和12年度)
大柱3 優良農地の確保及び有効利用			
12	担い手への農地集積率	36% (令和6年度)	→ 50% (令和12年度)
13	遊休農地解消・活用面積	2,000ha (令和8～12年度)	
大柱4 生産基盤の整備			
14	基盤整備面積	23,710ha (令和6年度)	→ 24,282ha (令和12年度)
15	路網密度	24.5m/ha (令和6年度)	→ 26.8m/ha (令和12年度)
大柱5 経営力の向上と多様な担い手の育成及び確保			
16	農業法人数	1,441法人 (令和6年度)	→ 1,800法人 (令和12年度)
17	新規就農者数	330人/年間 (令和6年度)	→ 330人/年間 (令和12年度)
大柱6 災害等のリスクへの対応			
18	防災・減災対策に着手した防災重点農業用ため池の数	30か所 (令和6年度)	→ 148か所 (令和12年度)
大柱7 農山村振興と住民の多様な関わり創出			
19	農山村へつないだ都市住民の延べ人数	5,000人 (令和8～12年度)	
大柱8 環境負荷低減の推進と多面的機能の発揮			
20	環境負荷低減に取り組む農業経営体の割合	7% (令和5年度)	→ 10% (令和12年度)
21	多面的機能を発揮する共同活動の実施面積割合 (カバー率)	34.4% (令和6年度)	→ 38.6% (令和12年度)